

平成 26 年度第 4 回

# 八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉部会

日 時 平成 26 年 11 月 28 日（金）午後 1 時 30 分

場 所 市庁別館 8 階 研修室

## 次 第

### 1. 開会

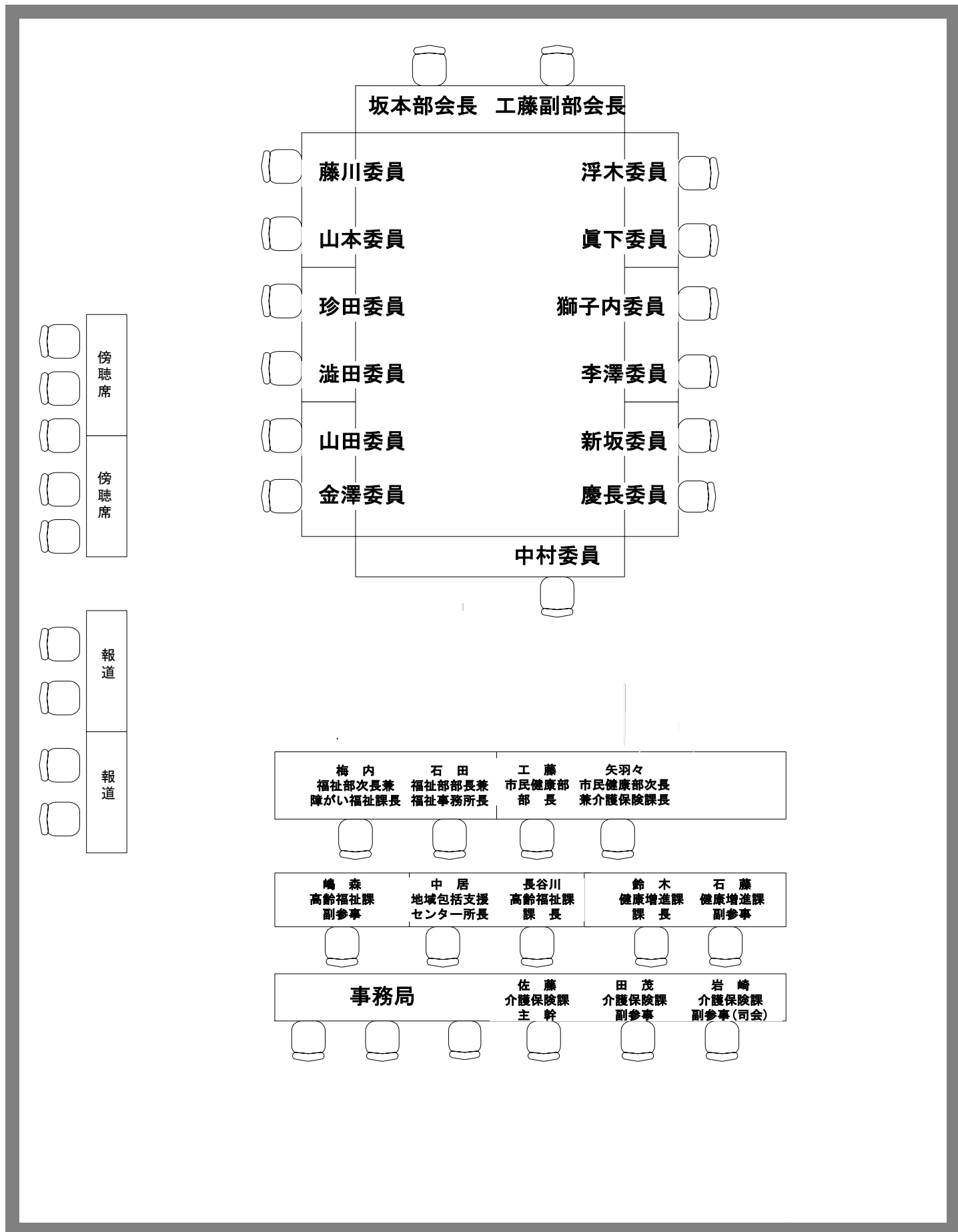
### 2. 議事

- (1) 第 6 期計画のサービス基盤整備方針及び保険料設定方針について
- (2) 地域支援事業について
- (3) 平成 27 年度八戸市地域包括支援センター体制整備の方針について
- (4) 地域密着型サービス事業所の指定更新について
- (5) 介護予防支援業務委託事業者の承認について

### 3. 閉会

平成26年度第4回  
八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉部会 席図

八戸市庁 別館8階 研修室 平成26年11月28日(金)13時30分～

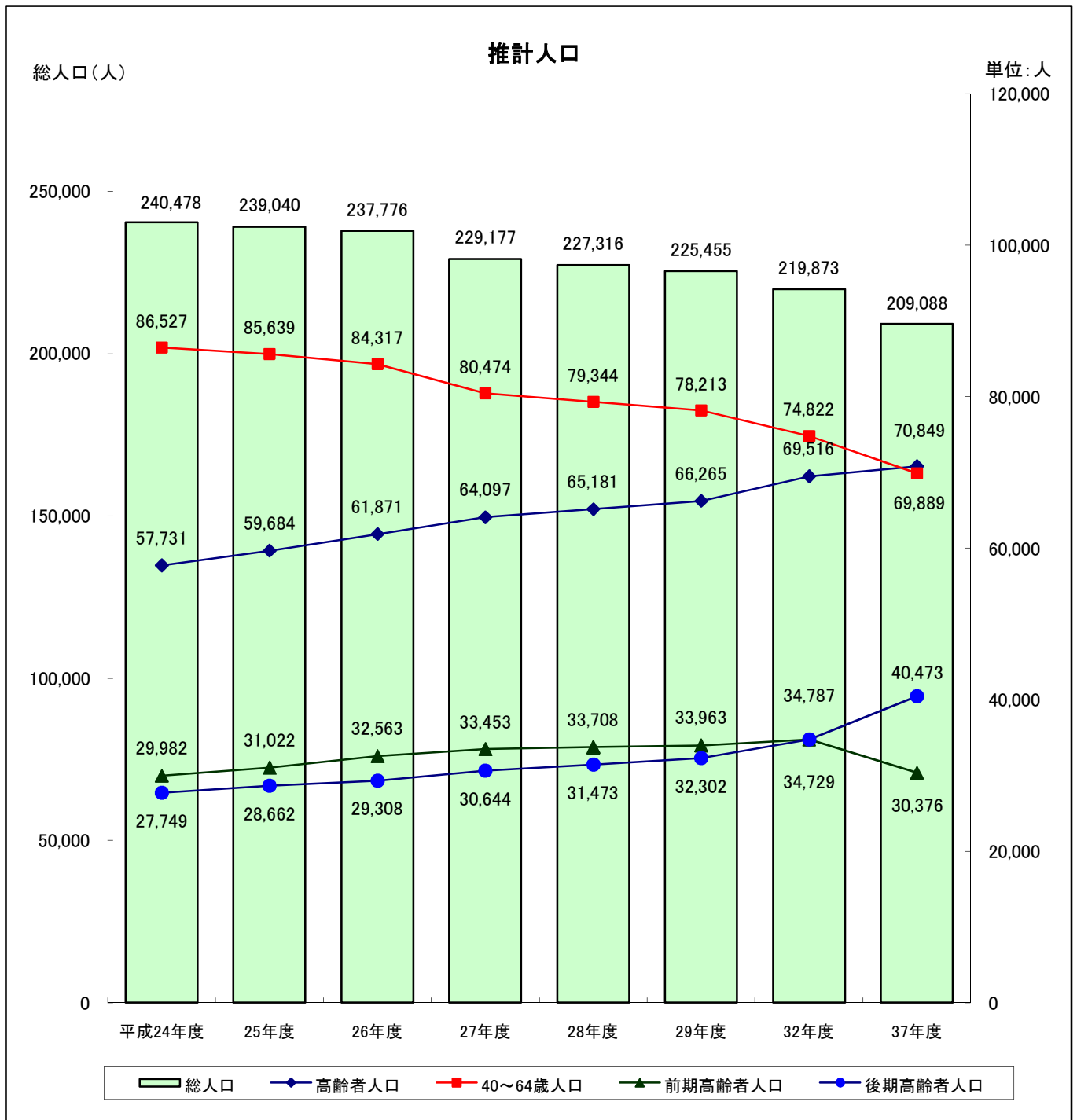


(1)

**第6期計画のサービス基盤整備方針及び保険料設定方針について**

# 目標年度までの各年度における高齢者等の状況

## 1 推計人口



※24～26年度の総人口、40～64歳人口は各年9月30日現在の住民基本台帳人口による。

※24～26年度の高齢者人口、前期高齢者人口、後期高齢者人口は「介護保険事業状況報告（9月分）」報告値による。

※27・32・37年度の推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所作成「日本の地域別将来推計人口」による。

※28・29年度の推計人口は、平成27年と平成32年の日本の地域別将来推計人口を基に、介護保険事業計画ワークシートで算出。

推計人口(第6期計画～平成32年度・平成37年度)

(単位：人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
総人口 A	229,177	227,316	225,455	219,873	209,088
40～64歳人口 B	80,474	79,344	78,213	74,822	69,889
比率 B/A	35.1%	34.9%	34.7%	34.0%	33.4%
65～69歳人口 C	18,861	18,501	18,140	17,060	14,367
70～74歳人口 D	14,592	15,207	15,823	17,669	16,009
前期高齢者人口 E(C+D)	33,453	33,708	33,963	34,729	30,376
比率 E/A	14.6%	14.8%	15.1%	15.8%	14.5%
75～79歳人口 F	12,335	12,493	12,651	13,126	16,027
80～84歳人口 G	9,748	9,839	9,932	10,205	10,978
85歳以上人口 H	8,561	9,141	9,719	11,456	13,468
後期高齢者人口 I(F+G+H)	30,644	31,473	32,302	34,787	40,473
比率 I/A	13.4%	13.8%	14.3%	15.8%	19.4%
高齢者人口 J(E+I)	64,097	65,181	66,265	69,516	70,849
高齢化率 J/A	28.0%	28.7%	29.4%	31.6%	33.9%

## 2 要介護(要支援)認定者数の見込み

要介護認定者数の見込み(第6期)

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
第1号被保険者	要支援1	580	656	743	856	920
	要支援2	1,085	1,182	1,285	1,501	1,715
	要介護1	1,914	1,950	1,971	2,118	2,292
	要介護2	2,741	2,934	3,117	3,571	4,049
	要介護3	1,882	1,987	2,080	2,416	2,807
	要介護4	1,506	1,581	1,647	1,968	2,284
	要介護5	1,383	1,369	1,341	1,441	1,630
	小計 A	11,091	11,659	12,184	13,871	15,697
	被保険者数 B	64,097	65,182	66,264	69,516	70,849
	認定率 A/B	17.3%	17.9%	18.4%	20.0%	22.2%
第2号被保険者	要支援1	8	6	4	4	3
	要支援2	36	39	42	43	41
	要介護1	48	49	50	49	45
	要介護2	117	117	117	117	110
	要介護3	73	76	79	80	77
	要介護4	27	19	15	13	12
	要介護5	74	88	101	106	99
	小計 C	383	394	408	412	387
	被保険者数 D	80,474	79,344	78,213	74,822	69,889
	小計 C/D	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%
合計 A+C	11,474	12,053	12,592	14,283	16,084	

※各年度9月末現在の推計値

### 3 介護保険事業総費用の見込

#### [介護給付費]

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	第6期計	平成32年度	平成37年度
居宅サービス	10,769,895	11,556,304	12,344,064	34,670,263	14,833,105	17,595,740
訪問介護	2,961,388	3,319,994	3,687,522	9,968,904	4,677,001	5,838,124
訪問入浴介護	171,517	181,481	192,293	545,291	223,082	247,043
訪問看護	667,051	758,702	854,832	2,280,585	1,164,207	1,601,043
訪問リハビリテーション	152,939	214,873	283,667	651,479	389,111	514,295
居宅療養管理指導	56,163	60,193	64,327	180,683	78,325	89,640
通所介護	2,732,934	2,919,357	3,094,500	8,746,791	3,620,135	4,202,104
通所リハビリテーション	1,383,680	1,364,067	1,330,335	4,078,082	1,392,313	1,470,842
短期入所生活介護	590,540	575,942	558,420	1,724,902	568,867	547,383
短期入所療養介護	45,661	32,781	31,977	110,419	36,065	47,114
特定施設入居者生活介護	232,169	220,320	212,265	664,754	257,274	297,505
福祉用具貸与	578,773	632,378	687,097	1,898,248	850,504	985,713
特定福祉用具販売	25,489	26,563	27,642	79,694	32,720	37,256
住宅改修	44,808	48,981	52,895	146,684	61,621	68,643
居宅介護支援	1,126,783	1,200,672	1,266,292	3,593,747	1,481,880	1,649,035
地域密着型サービス	2,625,127	2,769,431	2,837,048	8,231,606	3,313,185	3,812,562
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	214,115	231,767	254,493	700,375	343,592	469,996
小規模多機能型居宅介護	718,771	760,979	803,372	2,283,122	934,954	1,043,864
認知症対応型共同生活介護	1,348,829	1,319,984	1,303,602	3,972,415	1,490,167	1,684,100
地域密着型特定施設入居者生活介護	61,444	79,988	98,868	240,300	118,403	133,228
地域密着型介護老人福祉施設	281,968	376,713	376,713	1,035,394	426,069	481,374
複合型サービス	0	0	0	0	0	0
施設サービス	4,766,494	4,766,494	4,766,494	14,299,482	5,280,734	5,872,547
介護老人福祉施設	1,730,198	1,730,198	1,730,198	5,190,594	1,956,507	2,210,099
介護老人保健施設	2,138,648	2,138,648	2,138,648	6,415,944	2,426,579	2,764,800
介護療養型医療施設	897,648	897,648	897,648	2,692,944	897,648	897,648
療養病床(医療保険適用)からの転換分	0	0	0	0	0	0
介護給付費 計	18,161,516	19,092,229	19,947,606	57,201,351	23,427,024	27,280,849

#### [予防給付費]

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	第6期計	平成32年度	平成37年度
介護予防サービス	585,308	642,291	372,369	1,599,968	379,250	506,065
介護予防訪問介護	85,417	94,016	31,301	210,734	0	0
介護予防訪問入浴介護	8,937	18,898	33,705	61,540	68,646	126,405
介護予防訪問看護	10,450	11,978	13,966	36,394	21,963	38,884
介護予防訪問リハビリテーション	22,243	37,688	57,975	117,906	85,749	114,394
介護予防居宅療養管理指導	422	415	495	1,332	626	673
介護予防通所介護	286,076	300,562	49,352	635,990	0	0
介護予防通所リハビリテーション	76,511	72,555	67,224	216,290	70,595	78,773
介護予防短期入所生活介護	331	322	342	995	457	649
介護予防短期入所療養介護	455	530	529	1,514	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	3,208	4,707	6,561	14,476	8,301	8,920
介護予防福祉用具貸与	11,319	12,723	14,301	38,343	16,911	18,988
特定介護予防福祉用具販売	4,858	5,557	6,389	16,804	7,533	8,257
介護予防住宅改修	14,711	18,052	21,818	54,581	27,011	30,471
介護予防居宅介護支援	60,370	64,288	68,411	193,069	71,458	79,651
地域密着型介護予防サービス	6,007	1,761	1,283	9,051	1,151	1,151
介護予防認知症対応型通所介護	401	357	312	1,070	180	180
介護予防小規模多機能型居宅介護	5,606	1,404	971	7,981	971	971
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
予防給付費 計	591,315	644,052	373,652	1,609,019	380,401	507,216

[総給付費] (介護＋予防)

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	第6期計	平成32年度	平成37年度
<b>居宅サービス</b>	11,355,203	12,198,595	12,716,433	36,270,231	15,212,355	18,101,805
訪問介護	3,046,805	3,414,010	3,718,823	10,179,638	4,677,001	5,838,124
訪問入浴介護	180,454	200,379	225,998	606,831	291,728	373,448
訪問看護	677,501	770,680	868,798	2,316,979	1,186,170	1,639,927
訪問リハビリテーション	175,182	252,561	341,642	769,385	474,860	628,689
居宅療養管理指導	56,585	60,608	64,822	182,015	78,951	90,313
通所介護	3,019,010	3,219,919	3,143,852	9,382,781	3,620,135	4,202,104
通所リハビリテーション	1,460,191	1,436,622	1,397,559	4,294,372	1,462,908	1,549,615
短期入所生活介護	590,871	576,264	558,762	1,725,897	569,324	548,032
短期入所療養介護	46,116	33,311	32,506	111,933	36,065	47,114
特定施設入居者生活介護	235,377	225,027	218,826	679,230	265,575	306,425
福祉用具貸与	590,092	645,101	701,398	1,936,591	867,415	1,004,701
特定福祉用具販売	30,347	32,120	34,031	96,498	40,253	45,513
住宅改修	59,519	67,033	74,713	201,265	88,632	99,114
居宅介護支援	1,187,153	1,264,960	1,334,703	3,786,816	1,553,338	1,728,686
<b>地域密着型サービス</b>	2,631,134	2,771,192	2,838,331	8,240,657	3,314,336	3,813,713
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	214,516	232,124	254,805	701,445	343,772	470,176
小規模多機能型居宅介護	724,377	762,383	804,343	2,291,103	935,925	1,044,835
認知症対応型共同生活介護	1,348,829	1,319,984	1,303,602	3,972,415	1,490,167	1,684,100
地域密着型特定施設入居者生活介護	61,444	79,988	98,868	240,300	118,403	133,228
地域密着型介護老人福祉施設	281,968	376,713	376,713	1,035,394	426,069	481,374
複合型サービス	0	0	0	0	0	0
<b>施設サービス</b>	4,766,494	4,766,494	4,766,494	14,299,482	5,280,734	5,872,547
介護老人福祉施設	1,730,198	1,730,198	1,730,198	5,190,594	1,956,507	2,210,099
介護老人保健施設	2,138,648	2,138,648	2,138,648	6,415,944	2,426,579	2,764,800
介護療養型医療施設	897,648	897,648	897,648	2,692,944	897,648	897,648
療養病床(医療保険適用)からの転換分	0	0	0	0	0	0
特定入所者介護サービス費	520,119	540,916	562,544	1,623,579	632,761	769,807
高額介護サービス費等	393,209	414,985	438,067	1,246,261	516,037	681,597
審査支払手数料	24,742	26,226	27,800	78,768	33,110	44,309
<b>保険給付費 合計 A</b>	19,690,901	20,718,408	21,349,669	61,758,978	24,989,333	29,283,778
介護予防・日常生活支援総合事業費	41,869	46,100	486,917	574,886	524,409	609,888
包括的支援事業・任意事業費	253,918	279,300	288,800	822,018	311,038	361,737
<b>地域支援事業費 合計 B</b>	295,787	325,400	775,717	1,396,904	835,447	971,625
財政安定化基金拠出金 C	0	0	0	0	0	0
財政安定化基金償還金 D	0	0	0	0	0	0
<b>総費用額 A+B+C+D</b>	19,986,688	21,043,808	22,125,386	63,155,882	25,824,780	30,255,403



## 4 推計被保険者数

表4-1 被保険者数の推移

		(単位：人)				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
第1号被保険者	第1段階 市民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者及び合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下、生活保護受給者	13,909	14,144	14,379	15,085	15,374
	第2段階 市民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下	5,384	5,475	5,566	5,839	5,951
	第3段階 市民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円超	4,487	4,563	4,639	4,866	4,960
	第4段階 市民税課税世帯で、本人が市民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下	10,576	10,755	10,934	11,470	11,690
	第5段階 市民税課税世帯で、本人が市民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超	7,692	7,822	7,952	8,342	8,502
	第6段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満	8,781	8,930	9,078	9,524	9,706
	第7段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満	7,115	7,235	7,355	7,716	7,864
	第8段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満	3,333	3,389	3,446	3,615	3,684
	第9段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上	2,820	2,868	2,916	3,059	3,118
	計	64,097	65,181	66,265	69,516	70,849
第2号被保険者		80,474	79,344	78,213	74,822	69,889
合 計		144,571	144,525	144,478	144,338	140,738

※第1号被保険者数については、各年度の推計人口に表4-2「推計方法」構成比を乗じた、各年度9月末時点の推計値

※第2号被保険者数は、生活保護受給者及び介護保険適用除外者を含む

表4-2 推計方法

区分	構成比
第1段階 市民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者及び合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下、生活保護受給者	21.7%
第2段階 市民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下	8.4%
第3段階 市民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円超	7.0%
第4段階 市民税課税世帯で、本人が市民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下	16.5%
第5段階 市民税課税世帯で、本人が市民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超	12.0%
第6段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満	13.7%
第7段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満	11.1%
第8段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満	5.2%
第9段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上	4.4%
計	100.0%

※各区分ごとの構成比については、平成26年9月末現在の保険料賦課実数における各区分ごとの人数構成比による。

表4-3 被保険者数の推移

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
第1号被保険者	第1段階 市民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者及び合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下、生活保護受給者	13,909	14,144	14,379	15,085	15,374
	第2段階 市民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下	5,384	5,475	5,566	5,839	5,951
	第3段階 市民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円超	4,487	4,563	4,639	4,866	4,960
	第4段階 市民税課税世帯で、本人が市民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下	10,576	10,755	10,934	11,470	11,690
	第5段階 市民税課税世帯で、本人が市民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超	7,692	7,822	7,952	8,342	8,502
	第6段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満	8,781	8,930	9,078	9,524	9,706
	第7段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満	7,115	7,235	7,355	7,716	7,864
	第8段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満	3,333	3,389	3,446	3,615	3,684
	第9段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満	1,026	1,043	1,060	1,112	1,134
	第10段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満	769	782	795	834	850
	第11段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満	320	326	332	348	354
	第12段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上	705	717	729	765	780
		計	64,097	65,181	66,265	69,516
第2号被保険者		80,474	79,344	78,213	74,822	69,889
合計		144,571	144,525	144,478	144,338	140,738

※第1号被保険者数については、各年度の推計人口に表4-4「推計方法」構成比を乗じた、各年度9月末時点の推計値

※第2号被保険者数は、生活保護受給者及び介護保険適用除外者を含む

表4-4 推計方法

区分	構成比
第1段階 市民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者及び合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下、生活保護受給者	21.7%
第2段階 市民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下	8.4%
第3段階 市民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円超	7.0%
第4段階 市民税課税世帯で、本人が市民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下	16.5%
第5段階 市民税課税世帯で、本人が市民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超	12.0%
第6段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満	13.7%
第7段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満	11.1%
第8段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満	5.2%
第9段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満	1.6%
第10段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.2%
第11段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満	0.5%
第12段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上	1.1%
計	100.0%

※各区分ごとの構成比については、平成26年9月末現在の保険料賦課実数における各区分ごとの人数構成比による。

5 保険料基準月額（試算）

【所得段階：標準9段階の場合】

○所得段階別被保険者数の見込

	基準所得金額	所得段階別加入者数								基準額に対する割合		
		※平成26年9月末		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比			
第1段階		13,621	(21.7%)	13,909	(21.7%)	14,144	(21.7%)	14,379	(21.7%)	0.50	0.50	0.50
第2段階		5,299	(8.4%)	5,384	(8.4%)	5,475	(8.4%)	5,566	(8.4%)	0.75	0.75	0.75
第3段階		4,407	(7.0%)	4,487	(7.0%)	4,563	(7.0%)	4,639	(7.0%)	0.75	0.75	0.75
第4段階		10,375	(16.5%)	10,576	(16.5%)	10,755	(16.5%)	10,934	(16.5%)	0.90	0.90	0.90
第5段階		7,528	(12.0%)	7,692	(12.0%)	7,822	(12.0%)	7,952	(12.0%)	1.00	1.00	1.00
第6段階		8,588	(13.7%)	8,781	(13.7%)	8,930	(13.7%)	9,078	(13.7%)	1.20	1.20	1.20
第7段階	1,200,000円	7,016	(11.1%)	7,115	(11.1%)	7,235	(11.1%)	7,355	(11.1%)	1.30	1.30	1.30
第8段階	1,900,000円	3,261	(5.2%)	3,333	(5.2%)	3,389	(5.2%)	3,446	(5.2%)	1.50	1.50	1.50
第9段階	2,900,000円	2,780	(4.4%)	2,820	(4.4%)	2,868	(4.4%)	2,916	(4.4%)	1.70	1.70	1.70
計		62,875	(100.0%)	64,097	(100.0%)	65,181	(100.0%)	66,265	(100.0%)			

※平成26年9月末は普通徴収者と特別徴収者を合計した人数

○所得段階の加重を考慮した被保険者数

(単位：人)

	所得段階別被保険者数 (a)			加重係数 (b)			所得段階の加重を考慮した被保険者数 (a) × (b)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1段階	13,909	14,144	14,379	0.50	0.50	0.50	6,955	7,072	7,190
第2段階	5,384	5,475	5,566	0.75	0.75	0.75	4,038	4,106	4,175
第3段階	4,487	4,563	4,639	0.75	0.75	0.75	3,365	3,422	3,479
第4段階	10,576	10,755	10,934	0.90	0.90	0.90	9,518	9,680	9,841
第5段階	7,692	7,822	7,952	1.00	1.00	1.00	7,692	7,822	7,952
第6段階	8,781	8,930	9,078	1.20	1.20	1.20	10,537	10,716	10,894
第7段階	7,115	7,235	7,355	1.30	1.30	1.30	9,250	9,406	9,562
第8段階	3,333	3,389	3,446	1.50	1.50	1.50	5,000	5,084	5,169
第9段階	2,820	2,868	2,916	1.70	1.70	1.70	4,794	4,876	4,957
計	64,097	65,181	66,265				61,148	62,183	63,217
所得段階の加重を考慮した被保険者数							186,548		

	第6期 (27~29年度)	備考
標準給付費見込額 (A)	61,758,978,000円	
地域支援事業費 (B)	1,396,904,000円	
計 (C)=(A)+(B)	63,155,882,000円	
第1号被保険者負担分相当額 (D)	13,894,294,040円	第1号被保険者負担割合 22% ((C) × 22%)
調整交付金相当額 (E)	3,087,948,900円	標準給付費見込額 (A) × 5%
調整交付金見込額 (F)	3,530,994,000円	後期高齢者加入割合及び所得段階別加入割合により算出
保険料必要額 (D)+(E)-(F)	13,451,248,940円	

※第1号被保険者負担割合：第5期21%⇒第6期22%

保険料必要額	÷	加重平均を考慮した第1号被保険者	÷	12ヵ月	÷	予定収納率	=	保険料基準月額
13,451,248,940円		186,548人		12		98%		6,131円

(参考) 平成32年度、平成37年度の第1号被保険者の保険料推計

※所得段階別加入者数の構成比を同一と仮定した場合

平成32年度 (2020年度)	7,479円	平成37年度 (2025年度)	9,000円
--------------------	--------	--------------------	--------

## ○所得段階別被保険者数の見込

	基準所得金額	所得段階別加入者数								基準額に対する割合		
		※平成26年9月末		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比			
第1段階		13,621	(21.7%)	13,909	(21.7%)	14,144	(21.7%)	14,379	(21.7%)	0.50	0.50	0.50
第2段階		5,299	(8.4%)	5,384	(8.4%)	5,475	(8.4%)	5,566	(8.4%)	0.75	0.75	0.75
第3段階		4,407	(7.0%)	4,487	(7.0%)	4,563	(7.0%)	4,639	(7.0%)	0.75	0.75	0.75
第4段階		10,375	(16.5%)	10,576	(16.5%)	10,755	(16.5%)	10,934	(16.5%)	0.90	0.90	0.90
第5段階		7,528	(12.0%)	7,692	(12.0%)	7,822	(12.0%)	7,952	(12.0%)	1.00	1.00	1.00
第6段階		8,588	(13.7%)	8,781	(13.7%)	8,930	(13.7%)	9,078	(13.7%)	1.20	1.20	1.20
第7段階	1,200,000円	7,016	(11.1%)	7,115	(11.1%)	7,235	(11.1%)	7,355	(11.1%)	1.30	1.30	1.30
第8段階	1,900,000円	3,261	(5.2%)	3,333	(5.2%)	3,389	(5.2%)	3,446	(5.2%)	1.50	1.50	1.50
第9段階	2,900,000円	1,029	(1.6%)	1,026	(1.6%)	1,043	(1.6%)	1,060	(1.6%)	1.65	1.65	1.65
第10段階	4,000,000円	753	(1.2%)	769	(1.2%)	782	(1.2%)	795	(1.2%)	1.80	1.80	1.80
第11段階	6,000,000円	319	(0.5%)	320	(0.5%)	326	(0.5%)	332	(0.5%)	2.00	2.00	2.00
第12段階	8,000,000円	679	(1.1%)	705	(1.1%)	717	(1.1%)	729	(1.1%)	2.20	2.20	2.20
計		62,875	(100.0%)	64,097	(100.0%)	65,181	(100.0%)	66,265	(100.0%)			

※平成26年9月末は普通徴収者と特別徴収者を合計した人数

※所得水準に応じてきめ細かな保険料設定とし、国の標準段階において第9段階である高所得者層をさらに4つの段階に細分化し、第12段階までを設定。

## ○所得段階の加重を考慮した被保険者数

(単位：人)

	所得段階別被保険者数 (a)			加重係数 (b)			所得段階の加重を考慮した被保険者数 (a) × (b)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1段階	13,909	14,144	14,379	0.50	0.50	0.50	6,955	7,072	7,190
第2段階	5,384	5,475	5,566	0.75	0.75	0.75	4,038	4,106	4,175
第3段階	4,487	4,563	4,639	0.75	0.75	0.75	3,365	3,422	3,479
第4段階	10,576	10,755	10,934	0.90	0.90	0.90	9,518	9,680	9,841
第5段階	7,692	7,822	7,952	1.00	1.00	1.00	7,692	7,822	7,952
第6段階	8,781	8,930	9,078	1.20	1.20	1.20	10,537	10,716	10,894
第7段階	7,115	7,235	7,355	1.30	1.30	1.30	9,250	9,406	9,562
第8段階	3,333	3,389	3,446	1.50	1.50	1.50	5,000	5,084	5,169
第9段階	1,026	1,043	1,060	1.65	1.65	1.65	1,693	1,721	1,749
第10段階	769	782	795	1.80	1.80	1.80	1,384	1,408	1,431
第11段階	320	326	332	2.00	2.00	2.00	640	652	664
第12段階	705	717	729	2.20	2.20	2.20	1,551	1,577	1,604
計	64,097	65,181	66,265				61,622	62,665	63,708

所得段階の加重を考慮した被保険者数 **187,995**

	第6期 (27~29年度)	備考
標準給付費見込額 (A)	61,758,978,000円	
地域支援事業費 (B)	1,396,904,000円	
計 (C)=(A)+(B)	63,155,882,000円	
第1号被保険者負担分相当額(D)	13,894,294,040円	第1号被保険者負担割合 22% ((C) × 22%)
調整交付金相当額 (E)	3,087,948,900円	標準給付費見込額 (A) × 5%
調整交付金見込額 (F)	3,530,994,000円	後期高齢者加入割合及び所得段階別加入割合により算出
保険料必要額 (D)+(E)-(F)	13,451,248,940円	

※第1号被保険者負担割合：第5期21%⇒第6期22%

保険料必要額	÷	加重平均を考慮した第1号被保険者	÷	12ヵ月	÷	予定収納率	=	保険料基準月額
13,451,248,940円		187,995人		12		98%		6,084円

(参考) 平成32年度、平成37年度の第1号被保険者の保険料推計

※所得段階別加入者数の構成比を同一と仮定した場合

平成32年度 (2020年度)	7,423円	平成37年度 (2025年度)	8,932円
--------------------	--------	--------------------	--------

○所得段階別被保険者数の見込

【所得段階：弾力化12段階。公費負担による保険料軽減を見込み、低所得者保険料を据え置いた場合】

	基準所得金額	所得段階別加入者数								基準額に対する割合		
		※平成26年9月末		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比			
第1段階		13,621	(21.7%)	13,909	(21.7%)	14,144	(21.7%)	14,379	(21.7%)	0.60	0.60	0.60
第2段階		5,299	(8.4%)	5,384	(8.4%)	5,475	(8.4%)	5,566	(8.4%)	0.80	0.80	0.80
第3段階		4,407	(7.0%)	4,487	(7.0%)	4,563	(7.0%)	4,639	(7.0%)	0.80	0.80	0.80
第4段階		10,375	(16.5%)	10,576	(16.5%)	10,755	(16.5%)	10,934	(16.5%)	0.95	0.95	0.95
第5段階		7,528	(12.0%)	7,692	(12.0%)	7,822	(12.0%)	7,952	(12.0%)	1.00	1.00	1.00
第6段階		8,588	(13.7%)	8,781	(13.7%)	8,930	(13.7%)	9,078	(13.7%)	1.15	1.15	1.15
第7段階	1,200,000円	7,016	(11.1%)	7,115	(11.1%)	7,235	(11.1%)	7,355	(11.1%)	1.25	1.25	1.25
第8段階	1,900,000円	3,261	(5.2%)	3,333	(5.2%)	3,389	(5.2%)	3,446	(5.2%)	1.55	1.55	1.55
第9段階	2,900,000円	1,029	(1.6%)	1,026	(1.6%)	1,043	(1.6%)	1,060	(1.6%)	1.65	1.65	1.65
第10段階	4,000,000円	753	(1.2%)	769	(1.2%)	782	(1.2%)	795	(1.2%)	1.80	1.80	1.80
第11段階	6,000,000円	319	(0.5%)	320	(0.5%)	326	(0.5%)	332	(0.5%)	2.00	2.00	2.00
第12段階	8,000,000円	679	(1.1%)	705	(1.1%)	717	(1.1%)	729	(1.1%)	2.20	2.20	2.20
計		62,875	(100.0%)	64,097	(100.0%)	65,181	(100.0%)	66,265	(100.0%)			

※平成26年9月末は普通徴収者と特別徴収者を合計した人数

※所得水準に応じてきめ細かな保険料設定とし、低所得者（第1段階～第3段階）の保険料を公費負担により軽減措置する場合。  
なお、表中の「基準額に対する割合」は公費負担軽減前の割合

※国の標準段階は9段階の設定。

基準額に対する割合は、第1段階0.50、第2段階0.75、第3段階0.75、第4段階0.90、第5段階1.00、第6段階1.20、第7段階1.30、第8段階1.50、第9段階1.70

○所得段階の加重を考慮した被保険者数

(単位：人)

	所得段階別被保険者数 (a)			加重係数 (b)			所得段階の加重を考慮した被保険者数 (a) × (b)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1段階	13,909	14,144	14,379	0.60	0.60	0.60	8,345	8,486	8,627
第2段階	5,384	5,475	5,566	0.80	0.80	0.80	4,307	4,380	4,453
第3段階	4,487	4,563	4,639	0.80	0.80	0.80	3,590	3,650	3,711
第4段階	10,576	10,755	10,934	0.95	0.95	0.95	10,047	10,217	10,387
第5段階	7,692	7,822	7,952	1.00	1.00	1.00	7,692	7,822	7,952
第6段階	8,781	8,930	9,078	1.15	1.15	1.15	10,098	10,270	10,440
第7段階	7,115	7,235	7,355	1.25	1.25	1.25	8,894	9,044	9,194
第8段階	3,333	3,389	3,446	1.55	1.55	1.55	5,166	5,253	5,341
第9段階	1,026	1,043	1,060	1.65	1.65	1.65	1,693	1,721	1,749
第10段階	769	782	795	1.80	1.80	1.80	1,384	1,408	1,431
第11段階	320	326	332	2.00	2.00	2.00	640	652	664
第12段階	705	717	729	2.20	2.20	2.20	1,551	1,577	1,604
計	64,097	65,181	66,265				63,408	64,480	65,553

所得段階の加重を考慮した被保険者数 **193,441**

	第6期 (27~29年度)	備考
標準給付費見込額 (A)	61,758,978,000円	
地域支援事業費 (B)	1,396,904,000円	
計 (C) = (A) + (B)	63,155,882,000円	
第1号被保険者負担分相当額 (D)	13,894,294,040円	第1号被保険者負担割合 22% ((C) × 22%)
調整交付金相当額 (E)	3,087,948,900円	標準給付費見込額 (A) × 5%
調整交付金見込額 (F)	3,530,994,000円	後期高齢者加入割合及び所得段階別加入割合により算出
保険料必要額 (D) + (E) - (F)	13,451,248,940円	

※第1号被保険者負担割合：第5期21%⇒第6期22%

保険料必要額	÷	加重平均を考慮した第1号被保険者	÷	12ヵ月	÷	予定収納率	=	保険料基準月額
13,451,248,940円		193,441人		12		98%		5,913円

(参考) 平成32年度、平成37年度の第1号被保険者の保険料推計

※所得段階別加入者数の構成比を同一と仮定した場合

平成32年度 (2020年度)	7,214円	平成37年度 (2025年度)	8,681円
-----------------	--------	-----------------	--------

## 6 サービス基盤整備・保険料設定方針

第6期計画では、団塊世代が後期高齢者となる2025年に向け、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築のため、後期高齢者、認知症高齢者など医療と介護の両方が必要な人の増加、入所待機者の解消に対応するサービス基盤を効率的に整備する。

また、第一号被保険者の保険料については、要介護認定者数の増による給付費の増大が見込まれるなか、介護保険制度を持続可能なものとするため、保険料の引き上げはやむを得ないところであるが、必要最小限の引き上げ幅に抑え、給付と負担のバランスを考慮した保険料の設定について検討する。

特に需要が見込まれるサービス

- ・地域包括ケアシステムの中核的な役割を担うサービス  
小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス
- ・入所待機者を解消するためのサービス  
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護
- ・今後増加が見込まれる認知症高齢者に対応するためのサービス  
認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護

### ○サービス基盤整備（案）

区分	新設・増床	整備の考え方
介護老人福祉施設	29床	介護老人福祉施設を1か所整備し、特養待機者29人の解消を図る。また、短期入所生活介護10床を併設
認知症対応型共同生活介護	10床 (9床+1床)	認知症対応型共同生活介護を1ユニット9床整備し、今後増加が見込まれる認知症高齢者に対応するとともに、入所待機者の軽減にもつながる。
認知症対応型通所介護	12人 2人×5か所	認知症対応型通所介護を新設または増床し、今後増加が見込まれる認知症高齢者に対応する。
短期入所生活介護	10床	短期入所生活介護を10床新設し、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、短期間の入所によって利用者の心身の機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2か所	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うことにより、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担い、高齢者がより住み慣れた地域で生活を送れるようにする。
複合型サービスまたは小規模多機能型居宅介護	1か所	訪問・通い・宿泊を組み合わせた小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護も提供するなど、医療ニーズの高い高齢者にも対応し、高齢者がより住み慣れた地域で生活を送れるようにする。

(参考)

各サービスごとの定員1人（1事業所）あたり保険料影響額（1年分）

サービス種類	定員1人あたり	例	
		定員	保険料影響額
(地域密着型)介護老人福祉施設	0.3円	定員29人	9円
認知症対応型共同生活介護	0.3円	定員9人（1ユニット）	3円
認知症対応型通所介護	0.1円	定員12人	1円
短期入所生活介護	0.1円	定員10人	1円
小規模多機能型居宅介護	0.2円	1事業所（25人の登録定員）	5円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0.2円	1事業所（15人程度）	3円
複合型サービス	0.3円	1事業所（25人の登録定員）	7円

サービス基盤整備（案）の場合の保険料上昇額（目安） 29円

●第5期保険料と第6期保険料の比較●

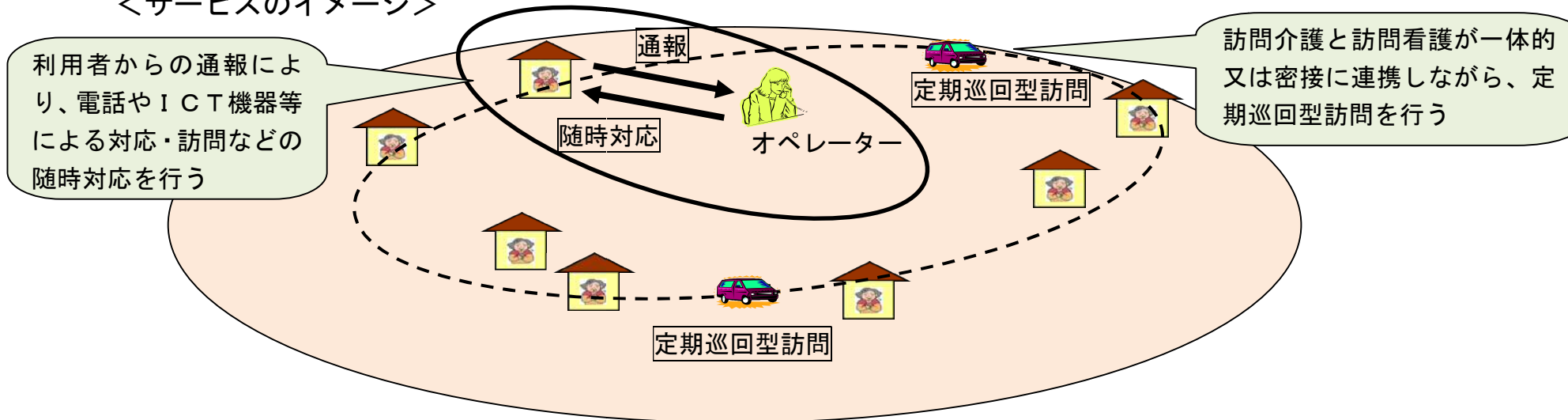
公費負担による低所得者の保険料軽減率 第1段階 0.20  
 第2段階 0.25  
 第3段階 0.05

第5期（平成24～26年度）保険料				第6期（平成27～29年度）保険料（案）									
保険料所得段階		月額	料率	所得段階標準9段階			所得段階を弾力化し標準9段階から12段階とした場合						
				保険料所得段階	月額 (下段: 軽減後)	料率 (下段: 軽減後)	保険料所得段階	月額 (下段: 軽減後)	料率 (下段: 軽減後)	公費軽減を見込み低所得者保険料を据え置き			
									月額 (下段: 軽減後)	料率 (下段: 軽減後)	月額 (下段: 軽減後)	料率 (下段: 軽減後)	
第1段階	生活保護受給者・市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	2,400	0.50	第1段階	市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者及び前年の課税年金収入等80万円以下・生活保護受給者	3,066	0.50	第1段階	市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者及び前年の課税年金収入等80万円以下・生活保護受給者	3,042	0.50	3,548	<u>0.60</u>
第2段階	市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入等80万円以下	2,400	0.50	第1段階		1,839	0.30	第1段階		1,825	0.30	2,365	<u>0.40</u>
第3段階	市民税非課税世帯で、第2段階対象者以外	3,600	0.75	第2段階	市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入等80万円超120万円以下	4,598	0.75	第2段階	市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入等80万円超120万円以下	4,563	0.75	4,730	<u>0.80</u>
				第3段階	市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入等120万円超	3,066	0.50	第2段階		3,042	0.50	3,252	<u>0.55</u>
第4段階	市民税課税世帯で、本人は市民税非課税	4,800	1.00	第3段階	市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入等120万円超	4,598	0.75	第3段階	市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入等120万円超	4,563	0.75	4,730	<u>0.80</u>
				第4段階	市民税課税世帯で、前年の課税年金収入等80万円以下	4,292	0.70	第3段階		4,259	0.70	4,435	<u>0.75</u>
第5段階	市民税課税世帯で、本人は市民税非課税	4,800	1.00	第4段階	市民税課税世帯で、前年の課税年金収入等80万円以下	5,518	0.90	第4段階	市民税課税世帯で、前年の課税年金収入等80万円以下	5,476	0.90	5,617	0.95
				第5段階	市民税課税世帯で、前年の課税年金収入等80万円超	6,131	1.00	第5段階	市民税課税世帯で、前年の課税年金収入等80万円超	6,084	1.00	5,913	1.00
第5段階	市民税課税者 (所得200万円未満)	6,000	1.25	第6段階	市民税課税者(合計所得120万円未満)	7,357	1.20	第6段階	市民税課税者(合計所得120万円未満)	7,301	1.20	6,800	1.15
				第7段階	市民税課税者(合計所得120万円以上190万円未満)	7,970	1.30	第7段階	市民税課税者(合計所得120万円以上190万円未満)	7,909	1.30	7,391	1.25
第6段階	市民税課税者 (所得200万円以上400万円未満)	7,920	1.65	第8段階	市民税課税者(合計所得190万円以上290万円未満)	9,197	1.50	第8段階	市民税課税者(合計所得190万円以上290万円未満)	9,126	1.50	9,165	1.55
				第9段階	市民税課税者(合計所得290万円以上)	10,423	1.70	第9段階	市民税課税者(合計所得290万円以上400万円未満)	10,039	1.65	9,756	1.65
第7段階	市民税課税者 (所得400万円以上)	9,600	2.00	—	—	—	—	第10段階	市民税課税者(合計所得400万円以上600万円未満)	10,951	1.80	10,643	1.80
				—	—	—	—	第11段階	市民税課税者(合計所得600万円以上800万円未満)	12,168	2.00	11,826	2.00
				—	—	—	—	第12段階	市民税課税者(合計所得800万円以上)	13,385	2.20	13,009	2.20

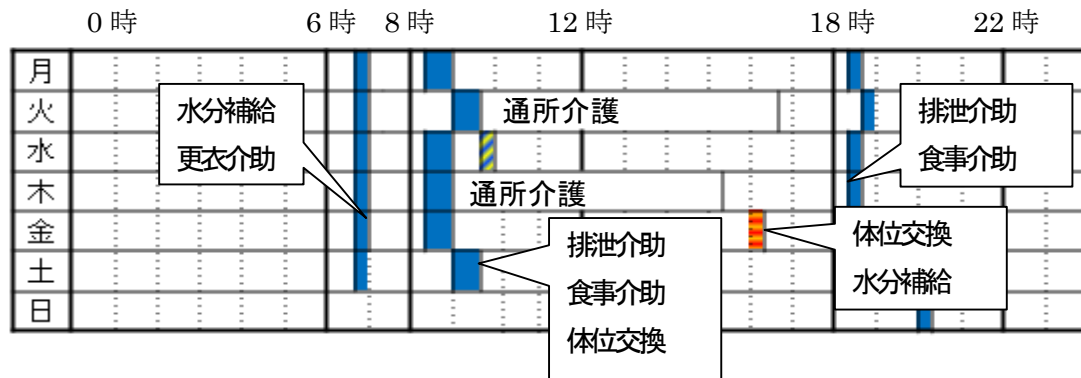
## 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護について】

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組み作りと、医療ニーズが高い高齢者に対して医療と介護との連携を充実するため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行うサービスとして創設された（平成24年4月創設）。

### <サービスのイメージ>



### <サービス提供のイメージ>



- ・日中、夜間を通じてサービスを受けることが可能
- ・訪問介護と訪問看護を一体的に受けることが可能
- ・定期的な訪問だけでなく、必要なときに随時サービスを受けることが可能



【定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員配置について】

職種		資格・条件	必要な員数等
訪問介護員等	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修 訪問介護員 1 級 訪問介護員 2 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通事情、訪問頻度等を勘案し適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</li> </ul>
	随時訪問サービスを行う訪問介護員等		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 常時、専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員が 1 以上確保されるための必要数（利用者の処遇に支障がない場合、定期巡回サービスに従事することができる）</li> <li>● 夜間・深夜・早朝の時間帯についてはオペレーターが随時訪問サービスを行う訪問介護員等を兼務可能</li> </ul>
看護職員	うち 1 名以上は、常勤の保健師又は看護師とする	保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2.5 以上（併設訪問看護事業所と合算可能）</li> <li>● 常時オンコール体制を確保</li> </ul>
オペレーター		看護師、介護福祉士等（※）のうち、常勤の者 1 人以上 ＋ 3 年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者の処遇に支障がない範囲で、当該事業所の他職種及び他の事業所・施設等（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等の夜間職員、訪問介護のサービス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペレーター）との兼務可能</li> </ul>
上記の従業者のうち、1 以上を計画作成責任者とする。		看護師、介護福祉士等（※）のうち、1 人以上	
管理者			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 常勤・専従の者</li> </ul>

（※）看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員

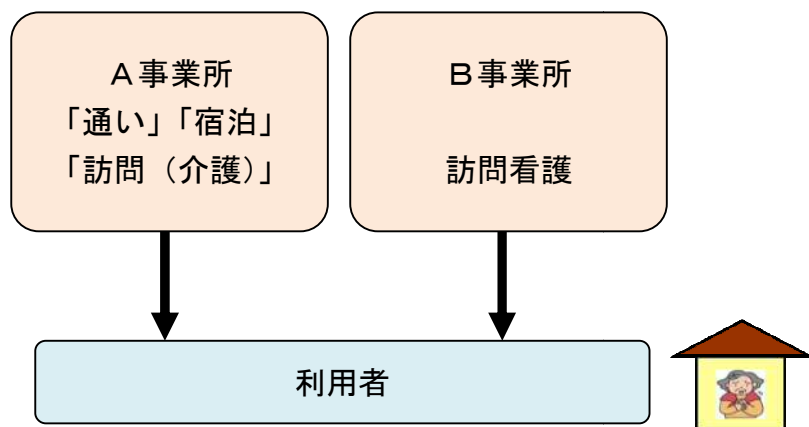
（注） ・・・介護・看護一体型にのみ配置が必要となる職種（介護・看護連携型の場合は連携先の訪問看護事業所に配置される）

## 【複合型サービス】

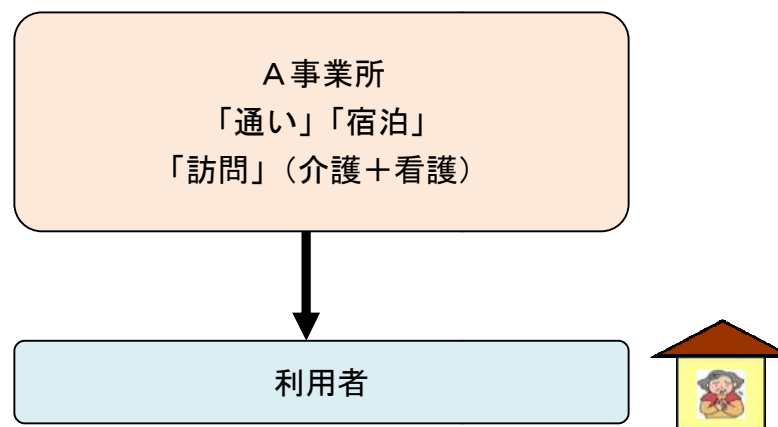
医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護（「通い」「訪問」「泊まり」）のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供するサービスとして創設された（平成24年4月創設）。

### <サービスのイメージ>

#### <従来（小規模多機能型居宅介護）>



#### <複合型サービス>



### <定員・設備基準について>

登録定員	25人以下	
通いサービス	15人	
宿泊サービス	9人	
設備・備品など	居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他複合型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備える	
	居間・食堂	適当な広さを有すること
	宿泊室	個室の定員：1人 個室の床面積：7.43㎡以上

【複合型サービスの人員配置について】

職種		資格・条件	必要な員数等
複合型サービス従業者	通いサービス	介護福祉士等 看護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 常勤換算方法で3 : 1以上</li> <li>● 1以上は看護職員</li> </ul>
	訪問サービス		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 常勤換算方法で2以上</li> <li>● 1以上は看護職員</li> </ul>
	夜勤職員		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 時間帯を通じて、夜勤職員・宿直職員1以上</li> <li>● 宿泊サービスの利用者がいない場合、訪問サービスのための連絡体制を整備していれば、夜間・深夜に勤務する従業者の配置は不要</li> </ul>
	宿直職員		
看護職員	保健師、看護師、准看護師	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 常勤換算方法で2.5以上（1以上は常勤の保健師又は看護師）</li> <li>● 訪問看護事業所と一体的な運営をしている場合には兼務可能</li> </ul>	
介護支援専門員	小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修修了者 であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1以上であるが、非常勤は可能、管理者との兼務可能</li> <li>● 業務に支障がない場合は、事業所内の介護従事者や併設施設等の他の職務に従事可能</li> </ul>	
管理者 (左記のいずれかに該当)	A: 3年以上の介護経験者＋ 認知症対応型サービス事業 管理者研修修了者である こと B: 保健師又は看護師	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専従かつ常勤で配置</li> <li>● 管理上支障がない場合は、事業所・併設施設等の職務に従事可能</li> </ul>	
代表者 (左記のいずれかに該当)	A: 特別養護老人ホーム等で認知症の人の介護経験者若しくは保健医療サービス・福祉サービスの経営 経験者＋認知症対応型サービス事業開設者研修修了者であること B: 保健師又は看護師		

(2)

**地域支援事業について**



## 各年度における地域支援事業の量の見込み（実績）

### サービス提供の現状と評価

#### 1 地域支援事業

地域支援事業は、第1号被保険者に対して実施される介護予防事業、地域包括支援センターの業務である包括的支援事業、給付費の適正化や介護家族の支援を行う任意事業の3つにより構成されます。

##### (1)介護予防事業

###### ①二次予防事業

高齢者が要支援又は要介護状態となることを予防するため、特にそのおそれのある高齢者(二次予防事業対象者)を早期に発見するとともに、適切な介護予防プランに基づいて、二次予防事業対象者に対し運動器の機能向上等、介護予防に資する事業を実施します。

なお、事業の実施に当たっては、おおむね3か月ごとに利用者の状態像を評価するとともに、事業の実施方法等の評価を行いました。

###### ア) 二次予防事業対象者把握事業

要介護認定を受けていない全高齢者を対象に基本チェックリストを郵送し、その結果から二次予防事業対象者を決定します。

23年度から25年度は、3年間かけて、市内全地区の65歳以上の対象者に郵送しましたが、26年度は対象者を絞り、75歳以上84歳以下の方に郵送しました。

また、二次予防事業対象者に個別訪問して、心身及び生活等の実態を把握し介護予防事業の参加を促しました。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
二次予防事業 対象者数	5,031件	5,059件	5,720件

###### イ) 通所型介護予防事業

###### ・総合型介護予防事業

基本チェックリストにより、閉じこもり予防・支援が必要と判定された二次予防事業対象者に対し、個別の介護予防プランを作成し、心身機能の活性化を図りながら閉じこもりを予防する通所型の事業です。

実施方法：事業実施可能な事業所へ委託（NPO法人等）

実施頻度：週1回、おおむね3か月

	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
実人員	5人	0人	6人
延べ人員	11人	0人	72人

・運動機能向上事業

基本チェックリストにより、運動器の機能向上が必要と判定された二次予防事業対象者に対し、個別の介護予防プランを作成し、高齢者でも無理なくできる筋力トレーニングやストレッチ体操等を行い、運動機能向上を図る通所型の事業です。

参加者はおおむね運動機能が向上し、終了後も自主的に運動を継続しています。

実施方法：事業実施可能な事業所へ委託

実施頻度：週 1 回、おおむね 3～6 か月

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）
実人員	153 人	168 人	180 人
延べ人員	2,043 人	2,247 人	2,340 人

・体力アップ支援事業

南郷区で行っている通所型の運動機能向上事業です。

実施場所：南郷保健センター

実施頻度：週 2 回、3 か月

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）
実人員	22 人	12 人	15 人
延べ人員	430 人	220 人	180 人

・口腔機能向上事業

基本チェックリストにより、口腔器の機能向上が必要と判定された二次予防事業対象者に対し、個別の介護予防プランを作成し、飲み込む機能や唾液の分泌等の改善を図る通所型の事業です。

PRはしていますが、口腔機能の重要性についての認識が今だ一般的に低い状況にあります。

実施方法：介護予防通所介護事業所へ委託

実施頻度：週 1 回、おおむね 3～6 か月

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）
実人員	0 人	0 人	—
延べ人員	0 人	0 人	—

・栄養改善事業

基本チェックリストにより、低栄養改善が必要とされた二次予防事業対象者に対し、個別の介護予防プランを作成し、適切な栄養の摂取方法や調理方法に関する指導等を行い、栄養状態の改善を図る通所型の事業です。

対象者が少なく、未だ利用に結びついていません。

実施方法：介護予防通所介護事業所へ委託

実施頻度：週1回、おおむね3～6か月

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
実人員	0人	0人	—
延べ人員	0人	0人	—

・認知症予防事業

基本チェックリストにより、認知症予防が必要とされた二次予防事業対象者に対し、個別の介護予防プランを作成し、認知症の発症を予防する事業です。平成24年度は回想法、平成25年度からは、音楽療法を用いて実施しています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
実人員	6人	28人	40人
延べ人員	45人	290人	960人

ウ) 訪問型介護予防事業

・訪問指導事業

基本チェックリストにより、閉じこもりや認知症の予防・支援が必要とされた二次予防事業対象者に対し、個別の介護予防プランを作成し、保健師や看護師が心身機能の低下防止や認知症の予防のための指導を行う訪問型の事業です。

対象者が少なく、利用に結びつくのが難しい状況です。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
実人員	1人	0人	1人
訪問回数	3回	0回	3回



## ②一般高齢者施策

### ア) 介護予防普及啓発事業

#### ・介護予防教室

高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活を続けることが出来るよう運動機能向上(貯金教室)や認知症予防等の介護予防教室を実施しました。身近な場所で定期的に開催し、より多くの高齢者が参加出来るようにしています。

実施場所：公民館、生活館、集会所等

実施方法：地域包括支援センターのランチ型在宅介護支援センターに委託等

対象者数：1回当たり15人程度

	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
実施回数	395回	412回	415回
参加人数	5,980人	6,234人	6,250人

#### ・ボランティア育成・活用事業

ボランティアとして活動するため、ボランティアに関する知識や技術を学ぶための事業です。ランチ型在宅介護支援センターが開催する介護予防教室や、その他のボランティア活動に参加しています。

実施場所：公民館、生活館、集会所等

実施方法：地域包括支援センターのランチ型在宅介護支援センターに委託

対象者数：1回当たり10人程度

	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
実施回数	297回	309回	310回
参加人数	1,193人	1,781人	1,790人

#### ・地域回想法事業

認知症予防やケアの一つである「回想法」を地域で展開し、高齢者同士の仲間づくり認知症予防につなげる事業です。地域回想法実践者研修会やフォローアップ研修会を開催し実践者を育成後、地域回想法を行いました。

##### <研修会>

	平成24年度
実施回数	2回
参加人数	184人

##### <地域回想法>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
実施回数	32回	56回	40回
参加人数	224人	355人	320人

・健康教育

要介護の主な原因となる脳卒中、転倒骨折、認知症などを予防するために、正しい知識の普及啓発を行い、日常生活において具体的に実践していけるように医師、歯科医師、歯科衛生士、理学療法士、保健師、栄養士等が健康教育を行いました。ほぼ計画通りに実施しています。

実施場所：地区公民館等

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)
実施回数	91 回	95 回	90 回
参加人数	2,720 人	2,703 人	2,700 人

・健康相談

心身の健康について、一人ひとりの相談に応じ、健康増進を図るとともに、介護を要する状態にならないように、保健師、栄養士等による健康相談を行いました。

実施場所：地区公民館等

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)
実施回数	49 回	60 回	50 回
相談人数	747 人	927 人	750 人

・シニアはつらつポイント事業

高齢者のボランティア参加を促進し、参加者自身の生きがい、健康の保持増進、介護予防につなげていく事業です。

高齢者が介護保険施設などでボランティア活動を行った場合、活動実績に応じてポイントを付与し、貯まったポイントを商品券へ交換したり、福祉団体へ寄附しました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)
登録者数	224 人	293 人	350 人
活動実人数	116 人	118 人	120 人

## イ) 地域介護予防活動支援事業

### ・生きがいと健康づくり推進事業

高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな一人暮らしの高齢者に対して、社会的孤立感を解消し、自立生活の促進を図ることを目的とし、八戸市社会福祉協議会に委託して実施しました。

### ○三世代交流事業

地域の高齢者、児童、保護者が昔遊び等を通してふれあい、世代間の交流を図ります。

#### 三世代交流事業実施状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
実施回数	24 回	23 回	23 回
参加人数	1,499 人	1,357 人	1,400 人

### ○ニュースポーツ講座

スポーツや娯楽活動を通して、高齢者の健康増進を図ります。

#### ニュースポーツ講座実施状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
実施回数	7 回	7 回	7 回
参加人数	128 人	174 人	150 人

### ○シニアいきいき講座

高齢者向けの教養講座・趣味講座を開催し、高齢者の社会活動の促進を図ります。

#### シニアいきいき講座実施状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
実施回数	15 回	15 回	15 回
参加人数	449 人	450 人	450 人

### ○ほっとサロン

小地区ごとにサロンを開催し、ふれあいや仲間づくりを通して、高齢者の孤独感を解消し、介護予防及び心身機能の維持向上を図ります。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
実施回数	544 回	517 回	550 回
参加人数	13,849 人	13,331 人	14,000 人

・認知症予防教室

認知症予防のために、疑いのある人を早期に発見し、脳を活性化するレクリエーション(音楽、体操、ゲーム、創作活動等)を行い、生活習慣の改善ができるように脳活性化訓練教室を実施しました。

実施場所：地区公民館等 3 会場

実施頻度：1 会場当たり月 1 回

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)
実施回数	51 回	51 回	51 回
延べ人員	1,335 人	1,268 人	1,300 人

・シニア楽楽運動教室

高齢者が運動器の機能向上を通じて要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域の中での QOL（生活の質）向上を図ります。

養成講座を終了したサポーターが、教室を月 1～2 回自主開催しています。

平成 22 年度から、各会場の教室参加者へ効果判定のための体力測定と運動指導を、また、サポーターへ継続開催支援のための応援講座を開催しました。

実施場所：地区公民館等 15 会場

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）
体力測定と運動指導	回数	26	26	11
	延べ人員	441	428	200
サポーター応援講座	回数	23	21	22
	延べ人員	364	328	340

## (2) 包括的支援事業

### ①介護予防ケアマネジメント事業

#### ア) 二次予防事業対象者介護予防プラン作成数

地域包括支援センターにおいて、介護や支援が必要となるおそれのある人（二次予防事業対象者）について、介護予防プランを作成しました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）
二次予防事業 対象者	2,215 件	1,943 件	2,300 件
一般高齢者	1,621 件	1,997 件	1,650 件
合 計	3,836 件	3,940 件	3,950 件

#### イ) 介護予防支援プラン作成数

平成 19 年度から地域包括支援センターにおいて、要支援 1・2 と認定された人について、介護予防支援プランを作成しています。そのプラン作成について約 6 割を居宅介護支援事業所へ委託していますが、全ての契約及び委託プランの確認は地域包括支援センターが行いました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）
件数	11,415 件	12,406 件	13,206 件
うち委託(再掲)	7,070 件	8,057 件	8,592 件

## ②総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で、介護や各種制度のサービスだけでなく、様々な地域の取組や資源も活用しながら、自立した生活を送るための相談に応じています。

### ア) 高齢者や家族に対する相談や支援

高齢者や家族の、介護予防、福祉や生活に関する各種の相談を受け付け、保健・医療・福祉等に関する支援を行いました。高齢者人口の増加に伴い、相談件数も増加し、内容も複雑化しています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)
地域包括支援センター	2,583 件	2,007 件	2,100 件
在宅介護支援センター	12,496 件	10,975 件	12,500 件
合 計	15,079 件	12,982 件	14,600 件

※平成 24 年度途中から、地域包括支援センターの集計方法を変更。

### イ) 高齢者実態把握

在宅介護支援センターが、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者、日常生活に支障のある高齢者の自宅を訪問し、実態把握をしました。関係機関と連携を図り高齢者や家族への支援につなげています。認知症をはじめとした多くの問題を抱える世帯が増加しています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
件 数	3,836 件	3,940 件	3,950 件

### ウ) 地域見守りネットワーク

身近な町内会単位で、無理なく何気なく見守りや声かけをし、緊急課題の早期発見や安否確認を行うためのネットワークづくりの支援を行いました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
設置数	32 町内	32 町内	32 町内

### ③権利擁護事業

#### ア) 高齢者虐待対策ケース会議

高齢者虐待に関する団体から委員を募り、意見交換を行いました。

複雑化する高齢者虐待に対し、発生した背景を分析し、より良い連携のためのネットワーク構築に向けた検討を行うとともに、高齢者虐待の取組を各関係団体へ情報提供しました。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)
開催回数		4 回	4 回	2 回
委員数		17 人	17 人	8~17 人
委員構成	関係団体	医師・薬剤師・訪問看護・精神保健福祉士・介護支援専門員・社会福祉士・ホームヘルパー・デイサービス・民生委員・法務局・警察の代表・弁護士・保健所		
	庁内関係課	健康増進課・介護保険課・生活福祉課・障がい福祉課 ※平成 26 年度からは、庁内関係課からの委員を外す。		
内 容		高齢者虐待事例への支援方法の見当、八戸市高齢者虐待対策マニュアルの策定及び改定、関係機関の役割と連携方法の確認、効果的な普及啓発のあり方の検討。		

#### イ) 高齢者虐待対応

高齢福祉課に「高齢者あんしん相談窓口」を設置し、対応しています。通報、相談、連絡により虐待を発見した場合には、状況を把握し、事実確認に努め、見守りや施設入所等の対応を行ないました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9月現在)
全虐待相談件数	562 件	492 件	182 件
虐待件数(疑いを含む)	70 件	68 件	22 件

#### ○支援状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9月現在)
生活支援ハウス入所	0 件	1 件	件
老人施設入所	2 件	6 件	1 件
入院	13 件	9 件	2 件
家族引取り	5 件	3 件	件
見守り中	50 件	48 件	19 件
計	70 件	68 件	22 件

ウ) 啓発活動

高齢者虐待の防止及び早期発見のため、高齢者虐待防止フォーラム、出前講座の開催、各関係機関へのパンフレット配布等を通じ、市民及び各専門職への普及啓発を行っています。



④包括的・継続的ケアマネジメント事業

ア) 包括的支援事業研修会

在宅介護支援センター職員や介護予防ケアマネジメント業務に携わる職員等が、地域包括ケアを推進する上での必要な知識・技術を習得するために、研修会を開催しました。

研修内容は業務に直結したもののから障がい者福祉、権利擁護事業まで幅広い内容になっています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)
回数	3 回	3 回	3 回
参加者総数	271 人	277 人	280 人
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の精神疾患</li> <li>・精神科受診支援</li> <li>・地域精神保健</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に覆い疾患と生活習慣病の予防</li> <li>・訪問看護と介護サービスの連携</li> <li>・認知症及び精神疾患のある高齢者への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの連携</li> <li>・薬剤師と介護サービスの連携</li> <li>・高齢者の精神疾患と受診支援</li> </ul>

イ) 介護支援専門員個別支援

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等について、個別に指導・助言等の支援を行いました。

今後も研修会等で介護支援専門員のスキルアップを図ることが必要です。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9 月まで)
相談件数	313 件	403 件	159 件

ウ) ケアプラン作成指導研修

研修会や事例検討会を開催して、ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員の指導を行い、より良いケアプラン作成のための支援をしました。

その結果、ケアマネジメントにおけるリーダーの育成ができ、リーダーが主体となって実務経験3～5年未満の介護支援専門員を対象に、事例検討会を開催しています。

今後、事例検討会が地域で自主開催として定着することが課題となります。

◎参加人数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)
事例検討会	199 人	201 人	160 人
ケアプラン作成指導研修会	109 人	59 人	130 人
計	308 人	266 人	290 人

エ) 医療機関との連携体制づくり

介護支援専門員と医療機関がより円滑に連携するために「地域連携意見交換会」を開催し、その結果を各居宅介護支援事業所にお知らせしました。

介護支援専門員と医療機関が、連携をスムーズに行えるよう支援した他、地域包括支援センターと医師会が協力して、ケアプラン作成時、主治医と介護支援専門員の連携をスムーズにするため、連絡窓口や対応時間等を一覧表にまとめた「ケアマネ連携タイム」を更新しました。

地域連携意見交換会実施状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)
開催回数	2 回	2 回	2 回
参加機関	居宅介護支援事業所、医療機関連携担当、青森県訪問看護ステーション連絡協議会三八支部、八戸薬剤師会		
参加人数	67 人	55 人	60 人

オ) 地域ケア会議

支援が困難な事例について、保健・医療・福祉等の多職種が連携し、多様なサービスが一体的に提供されるよう支援内容を検討します。個別ケースの支援内容の検討による課題解決を通じて、地域の関係機関等のネットワークの構築や地域課題の把握に努めます。

	平成 26 年度(見込み)
開催回数	3 回

### (3) 任意事業

#### ① 家族介護継続支援事業

##### ア) 介護用品支給事業

要介護4又は5の高齢者を在宅で介護している家族に対し、介護用品(紙おむつ等)を支給する事業です。(1人年間75,000円以内)

##### 介護用品支給状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
支給人数	203人	190人	209人

##### イ) 家族介護慰労金支給事業

要介護4又は5の被保険者が、1年間在宅で介護サービスの利用がなかった場合、同居する介護者に介護慰労金を支給する事業です。

支給額 被保険者1人につき年額100,000円

##### 家族介護慰労金支給状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
支給人数	1人	1人	3人

65歳以上で在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者を1年以上にわたり介護している同居の介護者に対し、介護慰労金を支給する事業です。

支給額 被保険者1人につき年額30,000円

##### 寝たきり高齢者等介護慰労金支給状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
支給人数	358人	350人	405人

ウ) 認知症高齢者見守り事業

地域において認知症高齢者と家族を支え、認知症高齢者の見守り体制の構築を目的として、認知症に関する広報や啓発活動を行いました。

◎認知症サポーター養成

認知症の専門知識を持つ「キャラバンメイト」が講師となり、認知症に関する正しい知識の普及啓発のため、地域で認知症サポーター養成講座を開催しました。講座受講者が「認知症サポーター」となり、オレンジリングがその目印となっています。全国で約 500 万人の認知症サポーターが養成され、本市においても住民のほか、企業、小中学生等を対象に、幅広く講座を開催しました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)
講座開催数	32 回	28 回	30 回
サポーター養成数 (平成 18 年度からの累計)	1,209 人 (7,939 人)	887 人 (8,826 人)	1,174 人 (10,000 人)

◎認知症フォーラム

市民を対象に、認知症に対する正しい知識を普及し、認知症になっても地域で安心して暮し続けることが出来るようにフォーラムを開催しています。平成 25 年度から公益社団法人「認知症の人と家族の会青森県支部」に委託し開催しました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
委託先	—	認知症の人と家族の会青森県支部	認知症の人と家族の会青森県支部
参加者	420 人	481 人	278 人
内 容	講演、寸劇、認知症に関する各種コーナー	講演、シンポジウム、認知症に関する各種コーナー	講演、認知症に関する各種コーナー

エ) 認知症講演会

平成 26 年度に正しい知識の普及や認知症になっても安心して住むことが出来るまちづくりについて意識づけることを目的に開催しました。

	平成 26 年度
開催回数	1 回
参加人数	304 名

オ) 八戸市あんしんカード事業

徘徊するおそれのある認知症高齢者の情報を事前に登録し、徘徊高齢者の速やかな保護を図ることを目的としています。登録情報は、八戸市高齢福祉課と八戸警察署で共有し、登録者には登録番号が記載してある「八戸市あんしんカード」を交付しました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
登録件数	138 件	160 件	200 件

②地域自立生活支援事業

ア) 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度」とは、判断能力が不十分な人々（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）の権利を守るための制度です。判断能力が不十分な人で、2親等以内の親族がない場合、市長が代わって成年後見開始の申立てを行います。

現在のところ、市長申し立て件数は多くはありませんが、高齢者人口の増加に伴い、今後増えることが見込まれます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
申立て件数	3 件	2 件	5 件

イ) 住宅改修支援事業

居宅介護支援を受けていない（担当の介護支援専門員がいない）要介護者等の住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した介護支援専門員等に対し、支援金を支給しました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
支給件数	3 件	5 件	5 件

ウ) 高齢者生活支援サポーター推進事業

地域に住む高齢者の個別の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するため、地区毎に高齢者生活支援サポーターを養成しました。

①養成事業

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
地区	長者・白山 台・南浜・鮫・ 白銀南	江陽・小中野・ 湊・白銀	下長・上長・南郷
サポーター数	11 名	20 名	20 名

②活用事業

・介護予防教室の運営の手伝い、話し相手、雪かき、灯油つめ等の手伝い等

## 2 認知症対策総合支援事業

(1) 市民後見推進事業

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれることから、弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要があります。

このため、認知症の人等の福祉を増進する観点から、本市においては、平成 23 年度に市民後見人を養成し、24 年度からは市民後見人フォローアップ研修や、市民後見推進協議会を開催しました。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
市民後見人フォローアップ研修	実施回数	4 回	6 回	5 回
	参加人数	120 人	110 人	75 人
市民後見推進協議会 (受任調整会)	開催回数	3 回	2 回	4 回

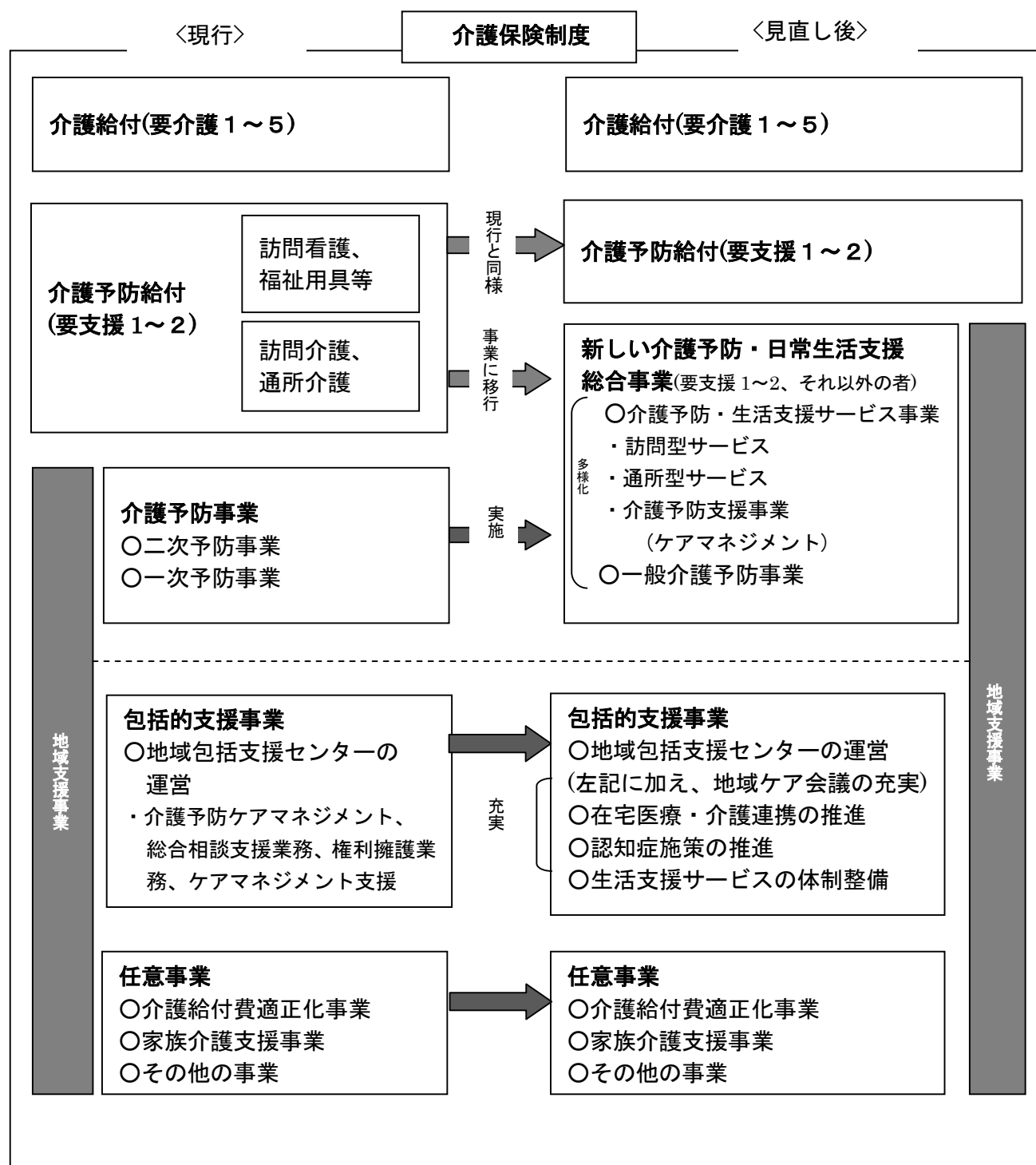


## 地域支援事業

当事業は、現在第1号被保険者に対して実施される介護予防事業、地域包括支援センターの業務である包括的支援事業、給付費の適正化や介護家族の支援を行う任意事業の3つにより構成されています。

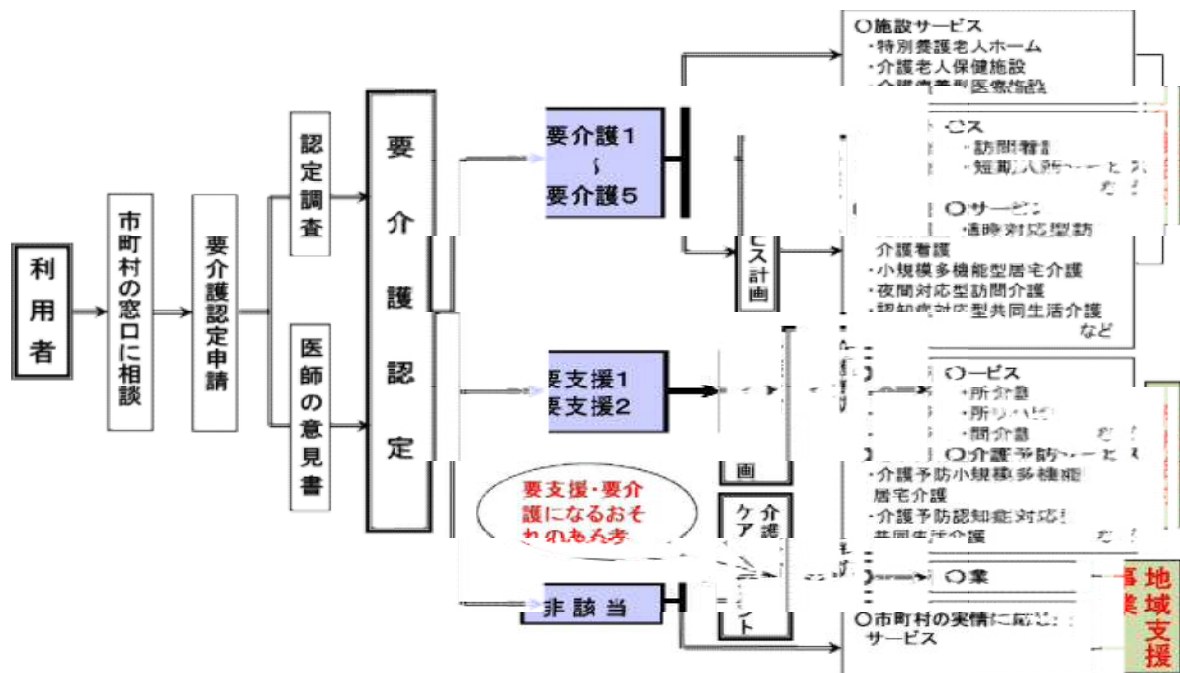
平成29年4月までに、介護予防給付のうち訪問介護・通所介護と介護予防事業について、新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行する予定です。

### 地域支援事業の体系図（新しい総合事業実施前と実施後）

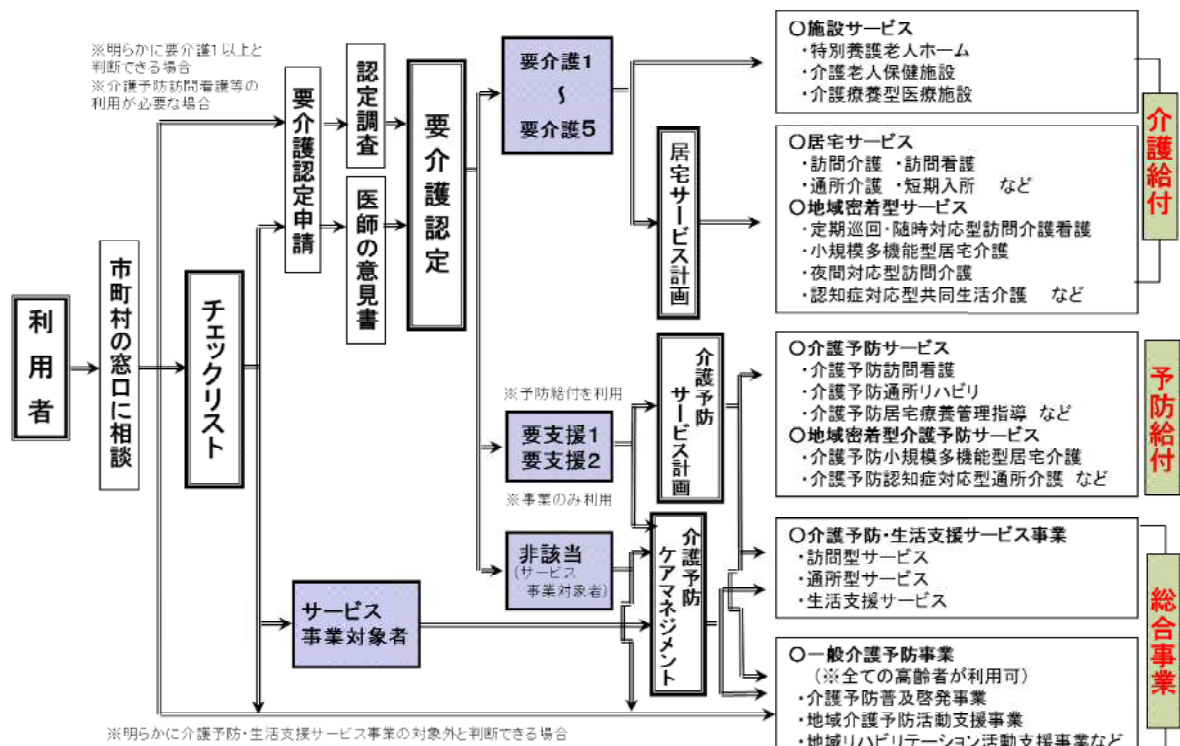




<従来のサービス利用手続き>



<総合事業実施後のサービス利用手続き>



## 目標達成のための具体的な施策（計画）

### （１）介護予防事業

#### ①二次予防事業

高齢者が要支援又は要介護状態となることを予防するため、特にそのおそれの高い高齢者(二次予防事業対象者)を早期に発見するとともに、適切な介護予防プランに基づいて、二次予防事業対象者に対し運動器の機能向上等、介護予防に資する事業を実施します。

なお、事業の実施に当たっては、おおむね3か月～6か月ごとに利用者の状態像を評価するとともに、事業の実施方法等の評価を行います。

#### ア) 二次予防事業対象者把握事業

関係機関との連携により把握した二次予防事業対象者に対して、基本チェックリストを実施し、二次予防事業対象者を決定します。

また、二次予防事業対象者に個別訪問して、心身及び生活等の実態を把握し介護予防の参加を促します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(※)
二次予防事業対象者数	1,400 件	1,300 件	1,500 件

※平成 29 年度までに、一般介護予防事業の介護予防把握事業へ移行予定

#### イ) 通所型介護予防事業

##### ・ 総合型介護予防事業

基本チェックリストにより、閉じこもり予防・支援が必要と判定された二次予防事業対象者に対し、個別の介護予防プランを作成し、心身機能の活性化を図りながら閉じこもりを予防する通所型の事業です。

実施方法：事業実施可能な事業所へ委託

実施頻度：週 1 回、おおむね 3 か月～6 か月

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(※)
実人員	5 人	10 人	15 人
延べ人員	15 人	30 人	45 人

※平成 29 年度までに、介護予防・生活支援サービス事業へ移行予定

・運動機能向上事業

基本チェックリストにより、運動器の機能向上が必要と判定された二次予防事業対象者に対し、個別の介護予防プランを作成し、高齢者でも無理なくできる筋力トレーニングやストレッチ体操等を行い、運動機能向上を図る通所型の事業です。

実施方法：事業実施可能な事業所へ委託

実施頻度：週1回、おおむね3か月～6か月

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(※)
実人員	190人	200人	220人
延べ人員	2,470人	2,600人	2,860人

※平成29年度までに、介護予防・生活支援サービス事業へ移行予定

・体カアップ支援事業

南郷区で行っている通所型の運動機能向上事業です。

実施場所：南郷保健センター

実施頻度：週2回、3か月～6か月

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(※)
実人員	15人	18人	-
延べ人員	720人	864人	-

※平成29年度までに、介護予防・生活支援サービス事業へ移行予定

・口腔機能向上事業

基本チェックリストにより、口腔器の機能向上が必要と判定された二次予防事業対象者に対し、個別の介護予防プランを作成し、飲み込む機能や唾液の分泌等の改善を図る通所型の事業です。

実施方法：歯科医師会へ委託

実施頻度：3か月で6回

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(※)
実人員	24人	48人	72人
延べ人員	72人	144人	216人

※平成29年度までに、介護予防・生活支援サービス事業へ移行予定

・栄養改善事業

基本チェックリストにより、栄養改善が必要と判定された二次予防事業対象者に対し、個別の介護予防プランを作成し、適切な栄養の摂取方法や調理方法に関する指導等を行い栄養状態の改善を図る通所型の事業です。

実施方法：介護予防通所介護事業所へ委託

実施頻度：週1回、おむね3か月～6か月

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(※)
実人員	5人	8人	10人
延べ人員	15人	24人	30人

※平成29年度までに、介護予防・生活支援サービス事業へ移行予定

・認知症予防事業

基本チェックリストにより、認知症予防が必要と判定された二次予防事業対象者に対し個別の介護予防プランを作成し、音楽療法を用いて、認知症の発症を予防する通所型の事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(※)
実人員	40人	44人	48人
延べ人員	120人	132人	144人

※平成29年度までに、介護予防・生活支援サービス事業へ移行予定

ウ) 訪問型介護予防事業

基本チェックリストにより、閉じこもりや認知症の予防・支援が必要と判定された二次予防事業対象者に対し、個別の介護予防プランを作成し、保健師や看護師が心身機能の低下防止や認知症の予防のための指導を行う訪問型の事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(※)
実人員	5人	10人	15人
延べ人員	20人	40人	60人

※平成29年度までに、介護予防・生活支援サービス事業へ移行予定

## ②一般介護予防事業

第1号被保険者全般を対象として、介護予防に関する知識の普及啓発、地域における自主的な介護予防活動やボランティア組織の育成・支援などを実施し、介護予防活動の定着と支え合いによる地域づくりを目指します。

なお、事業の実施に当たっては、事業の投入量や参加人数などにより、事業全体の評価を行います。

### ア) 介護予防普及啓発事業

#### ・介護予防教室

高齢者が、介護の必要な状態にならず、住み慣れた地域で自立した生活をできるだけ長く続けていけるよう、運動器機能向上（貯筋教室）や認知症予防を中心とした介護予防教室を実施します。

実施場所：公民館、生活館、集会所等

実施方法：地域包括支援センターのサブセンター、ランチ型在宅介護支援センターで実施

対象者数：1回当たり15人程度

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数	390回	400回	410回
参加人数	5,856人	6,000人	6,150人

#### ・ボランティア育成・活用事業

ボランティアとして活動するため、ボランティアに関する知識や技術を学ぶ事業です。

その後は地域包括支援センターのサブセンターやランチ型在宅介護支援センターが開催する介護予防教室や、その他のボランティア活動に参加します。

実施場所：公民館、生活館、集会所等

実施方法：地域包括支援センターのサブセンター、ランチ型在宅介護支援センターで実施

対象者数：1回当たり5人程度

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数	300回	300回	300回
参加人数	1,500人	1,550人	1,600人

#### ・地域回想法事業

認知症予防やケアの一つである「回想法」を地域で展開し、高齢者同士の仲間づくりや介護予防につなげる事業です。地域でサブセンターやランチ型在宅介護支援センター職員等が開催するための協力体制を整備します。

実施場所：公民館・集会所等

実施方法：サブセンターやランチ型在宅介護支援センターが実施

対象人数：1回当たり8人前後

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実人員	20 人	20 人	20 人
実施回数	32 回	32 回	32 回

・健康教育

要介護の原因となる脳卒中や高血圧、糖尿病等の生活習慣病の予防や健康づくりの知識を普及するために、医師、歯科医師等による健康教育を行います。

実施場所：地区公民館等

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数	40 回	45 回	50 回
参加人数	1,200 人	1,350 人	1,500 人

・健康相談

心身の健康について、一人ひとりの相談に応じ、健康増進を図るとともに、介護を要する状態にならないように、保健師、栄養士等による健康相談を行います。

・シニアはつらつポイント事業

高齢者のボランティア参加を促進し、参加者自身の生きがい、健康の保持増進、介護予防につなげていきます。

高齢者が介護保険施設などでボランティア活動を行った場合、活動実績に応じてポイントを付与し、貯まったポイントを商品券へ交換したり、福祉団体へ寄附することができます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録者数	400 人	450 人	500 人
活動実人数	150 人	200 人	250 人

## イ) 地域介護予防活動支援事業

### ・生きがいと健康づくり推進事業

高齢者が社会の各分野で培った豊かな経験と知識・技能を活かした社会参加の機会づくり、また、生きがいと健康の増進を図ることを目的とした事業です。地域の各種団体の参加と協力のもとに、各種活動を提供します。

### ○三世代交流事業

文化伝承、世代間の交流を通して、子どもと地域の高齢者との交流を図り、高齢者の社会参加を促します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数	27 回	27 回	27 回
参加人数	1,400 人	1,400 人	1,400 人

### ○ニュースポーツ講座

スポーツや娯楽活動を通して、高齢者の健康増進を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数	7 回	7 回	7 回
参加人数	150 人	150 人	150 人

### ○シニアいきいき講座

高齢者向けの教養講座・趣味講座を開催し、高齢者の社会活動の促進を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数	15 回	15 回	15 回
参加人数	450 人	450 人	450 人

### ○ほっとサロン

小地区ごとにサロンを開催し、ふれあいや仲間づくりを通して、高齢者の孤独感を解消し、介護予防及び心身機能の維持向上を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数	550 回	550 回	550 回
参加人数	14,000 人	14,000 人	14,000 人

## (2) 包括的支援事業

### ①介護予防ケアマネジメント事業

#### ア) 二次予防事業対象者介護予防プラン作成数

地域包括支援センターにおいて、介護や支援が必要となるおそれのある人（二次予防事業対象者）について、介護予防プランを作成します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(※)
プラン作成件数	1,400 件	1,300 件	1,500 件

※平成 29 年度までに、介護予防・生活支援サービス事業へ移行予定

#### イ) 介護予防支援プラン作成数

地域包括支援センターにおいて、要支援 1・2 と認定されたについて介護予防プランを作成します。そのプラン作成について一部を居宅介護支援事業所へ委託しますが、全ての契約及び委託プランの確認は地域包括支援センターが行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(※)
件数	13,400 件	14,400 件	15,400 件

※平成 29 年度までに、介護予防・生活支援サービス事業へ移行予定



## ②総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で、介護や各種制度のサービスだけでなく、様々な地域の取組や資源も活用しながら、自立した生活を送るための相談に応じます。

### ア) 高齢者や家族に対する相談や支援

地域包括支援センター、サブセンター、ランチ在宅介護支援センターが、高齢者や家族の福祉や生活に関する各種相談を受け付け、介護・保健・医療等に関する支援を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件 数	13,500 件	13,600 件	13,700 件

### イ) 高齢者実態把握

地域包括支援センターのサブセンターやランチ在宅介護支援センターは、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者、日常生活に支障のある高齢者の自宅を訪問し、実態把握を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件 数	3,700 件	3,800 件	3,900 件

### ウ) 地域見守りネットワーク

身近な町内会単位で無理なく何気なく見守りや声かけをして緊急課題の発見や安否確認を行います。援助が必要な時には関係機関、町内会長、民生委員、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の関係者が連携して支援し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。今後も行政の関係課や社会福祉協議会と連携し整備を推進していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
設置数	34 町内	36 町内	38 町内

### ③権利擁護事業

#### ア) 八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議

高齢者及び障がい者虐待に関係する団体からの推薦を受けた者で構成する意見聴取の場です。会議では、高齢者及び障がい者虐待に対する支援策や関係機関の連携体制構築などについて意見を聴取し、市が行なう事業の参考にします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	2 回	2 回	2 回

#### イ) 高齢者虐待対応

65 歳以上の高齢者に対し、高齢福祉課に「高齢者あんしん相談窓口」を設置し、高齢者虐待の通報、相談、連絡に対応します。

虐待の相談内容により、状況の把握、事実の確認に努め、生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、一時的に施設入所等による保護を行い、関係機関との連携を図り対応します。

#### ウ) 啓発活動

市民及び専門職が高齢者虐待への正しい知識を得ることで、虐待の防止及び早期発見につながるよう研修会や出前講座の開催、各関係機関へのパンフレット等の配布を行います。

#### ④包括的・継続的ケアマネジメント事業

包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する研修や支援困難事例等への指導・助言を行います。

##### ア) 包括的支援事業研修会

在宅介護支援センター職員や介護予防ケアマネジメント業務に携わる職員等が、地域包括ケアを推進する上で必要な知識・技術を習得するために、研修会を開催します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	3 回	3 回	3 回

##### イ) 介護支援専門員個別支援

介護支援専門員が抱える支援困難事例等について、個別に指導・助言等の支援を行い、必要時には同行訪問や関係機関と連携し、ケア会議を行います。

今後も研修会等で介護支援専門員のスキルアップを図りながら、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員とも協力して対応します。

##### ウ) 事例検討会

居宅介護支援事業所の管理者等のケアマネジメント力と支援困難事例等への対応能力の向上を図るために事例検討会開催の支援を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加人数	180 人	180 人	180 人

##### エ) 地域ケア会議

支援が困難な事例について、保健・医療・福祉等の多職種が連携し、多様なサービスが一体的に提供されるよう支援内容を検討します。個別ケースの支援内容の検討による課題解決を通じて、地域の関係機関等のネットワークの構築や地域課題の把握に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	6 回	6 回	6 回

## ⑤認知症施策の推進

早期診断・早期対応により、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制づくりなど、認知症施策を推進します。

### ア) 認知症地域支援推進員の配置

認知症地域支援推進員が、介護と医療の連携強化や、地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する事業の推進を行います。

### イ) 認知症ケアパスの作成

認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また認知症の人やその家族が安心できるよう、標準的な認知症ケアパス(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)の作成を作成し普及を推進します。

### ウ) 認知症初期集中支援チームの配置

認知症の人や家族に関わり、アセスメント、家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行なうチームについて、委託も含めて検討し配置します。

## ⑥医療と介護の連携

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。

### ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握

関係機関と連携し、地域の医療機関、介護事業者等の住所、機能等を掲載したマップ又はリストを作成します。

### イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

地域の医療、介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策等の協議を行ないます。

#### < (仮称) 在宅医療・介護連携会議 >

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	1 回	1 回	1 回
参加機関	居宅介護支援事業所代表、八戸地域介護支援専門員協議会、青森県介護支援専門員協会八戸支部、医療機関、青森県訪問看護ステーション連絡協議会三八支部、八戸薬剤師会、八戸市医師会、八戸市歯科医師会、訪問介護代表		
参加人数	10 人	10 人	10 人

#### < 医療と介護の連携意見交換会 >

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	1 回	1 回	1 回
参加人数	30 人	30 人	30 人

ウ) 在宅医療・介護連携支援センター（仮称）の運営

在宅医療・介護連携の支援窓口の設置・運営により、在宅医療と介護サービスの担当者（看護師、社会福祉士等）の連携を支援するコーディネーターを配置し、連携の取組の支援とともに、ケアマネジャー等からの相談受付等を行ないます。

エ) 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援

連携パス等の情報共有ツールや情報共有の手順等を定めたマニュアルを活用し、地域の医療・介護関係者等の間で、事例の医療・介護等に関する情報を共有できるように支援します。

オ) 在宅医療・介護関係者の研修

地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会の開催等の研修を行ないます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	1 回	1 回	1 回
参加人数	120 人	120 人	120 人

カ) 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築

切れ目なく在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう、利用者等の急変時等の連絡体制も含めて、地域の医療・介護関係者の協力を得て体制の整備を行ないます。

キ) 地域住民の普及啓発

在宅医療・介護サービスに関する講演会を開催、パンフレットの作成・配布等によって、地域住民の在宅医療・介護連携の理解の促進を図ります。

ク) 二次医療圏内・関係市区町村の連携

二次医療圏内の病院から退院する事例等に関して、都道府県、保健所等の支援の下、在宅医療・介護等の関係者間で情報共有の方法等について協議等を行います。

⑦生活支援サービスの体制整備

生活支援サービスの充実に向けて、関係する主な団体、機関に参画を求め研究会を立ち上げ、地域のニーズと資源の把握を行い、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発等を行ないます。

### (3)任意事業

#### ①家族介護支援事業

##### ア) 介護用品支給事業

要介護認定で要介護4又は5の高齢者を在宅で介護している家族に対し、介護用品（紙おむつ等）を支給します。（1人年間75,000円以内）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給人員	200人	215人	230人

##### イ) 介護慰労金支給事業

65歳以上で在宅の寝たきり高齢者や認知症のある高齢者を1年以上にわたり介護している同居の介護者に対し、介護慰労金を支給します。（1人年間3万円）

##### ウ) 認知症高齢者見守り事業

地域において認知症の方と家族を支えるために、認知症に関する正しい知識普及啓発や、認知症の早期発見、ケア等を行う体制を構築します。

#### ◎認知症サポーター養成

認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を支援する認知症サポーターを、学校や職場等で養成します。また、認知症サポーターを養成する講師であるキャラバン・メイトの活動を支援します。

認知症サポーターが地域でどのような活動ができているかを検証しながら、見守り体制を推進し、若年性認知症者についても関係機関と連携し支援体制の構築を検討します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
講座開催数	32回	34回	36回
サポーター養成数	1,000人	1,050人	1,100人

◎認知症フォーラム

市民を対象に、認知症に対する正しい知識を普及し、認知症になっても地域で安心して暮し続けることが出来るようにフォーラムを開催しています。平成 25 年度から公益社団法人「認知症の人と家族の会青森県支部」に委託し開催しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加者	300 人	350 人	400 人
内容	講演、認知症に関する各種コーナー	講演、認知症に関する各種コーナー	講演、認知症に関する各種コーナー

エ) 定住自立圏八戸市あんしんカード事業

徘徊するおそれのある認知症高齢者の情報を事前に登録し、徘徊高齢者の速やかな保護を図ることを目的としています。登録情報は、八戸市高齢福祉課と八戸警察署で共有し、登録者には登録番号が記載してある「定住自立圏八戸市あんしんカード」を交付します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録件数	240 件	280 件	330 件

②地域自立生活支援事業

ア) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の普及啓発に努め、必要な人が制度を正しく利用できるように支援するとともに、市長による審判開始の申立てやその際の経費助成等、必要な体制の整備を図ります。

イ) 住宅改修支援事業

居宅介護支援を受けていない(担当の介護支援専門員がいない)要介護者等の住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した介護支援専門員等に対し、支援金を支給します。

ウ) 高齢者生活支援サポーター推進事業

地域に住む高齢者の生活ニーズに応える仕組みを構築するために、地区毎に高齢者生活支援サポーターを養成し、地域で高齢者の生活を支えるシステムを構築します。  
平成 21 年度から養成し 27 年度で終了しますが、28 年度からは、養成したサポーターの活用に努めます。

	平成 27 年度
登録者数	70 人

(4)市民後見推進事業

認知症や一人暮らしで判断力が低下した高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、市民後見人の活動を支援します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
市民後見人フォローアップ研修会	5 回	5 回	5 回
市民後見推進協議会(受任調整会議含)	3 回	3 回	3 回



(3)

平成 27 年度八戸市地域包括支援センター体制整備の方針について

# 平成 27 年度八戸市地域包括支援センターの体制整備について

## 1 背景

### (1) 高齢化人口の増加と多様化する相談内容

平成 26 年 10 月末現在の高齢化率は 26.1%であるが、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる平成 37 年には 33.9%になると推計されており、高齢者人口の増加や社会情勢の変化に伴い、高齢者虐待などの対応が困難なケースや、一人暮らしの認知症高齢者に関する相談などが増加していることから、職員の体制強化が必要な状況である。

### (2) 制度改革による専門職員増員の必要性

来年度からの介護保険制度改革により、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターの体制強化や新たな 4 つの施策（在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化）の位置付けなどの必要性が示され、さらに、センターに係る人員基準等を定める条例の制定が義務付けられた。

条例では、国が示す基準をもとに員数等を設定することとなるが、基準を満たすためには専門職（保健師又は看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の増員が必要となる。

## 2 平成 27 年度からの体制について

### ・現在の体制（市直営 1 か所のセンター）

市高齢福祉課内に直営の地域包括支援センター 1 か所を設置しており、相談業務等を 12 生活圏域の在宅介護支援センターに委託し、連携を図りながら業務を行っている。

### ・来年度の体制（市直営サブセンターの設置）

体制強化に向けた再編措置として、在宅介護支援センターに併設する形で市直営のサブセンターを設置し、職員を配置する。

## 3 サブセンターへの職員の配置方法

### (1) 在宅介護支援センターから直営包括へ職員を出向

職員の配置方法として、これまで地域包括支援センターの補完的な役割を担ってきた在宅介護支援センターに所属する職員（専門職）を在籍出向職員として市直営の地域包括支援センターに迎え、在宅介護支援センターに併設する形で設置するサブセンターへ配置する。これにより、当該職員（在宅介護支援センター）がこれまで各圏域で構築した地域との信頼関係を維持したまま、サブセンターの運営を行うことが可能となる。

### (2) 職員の配置人数

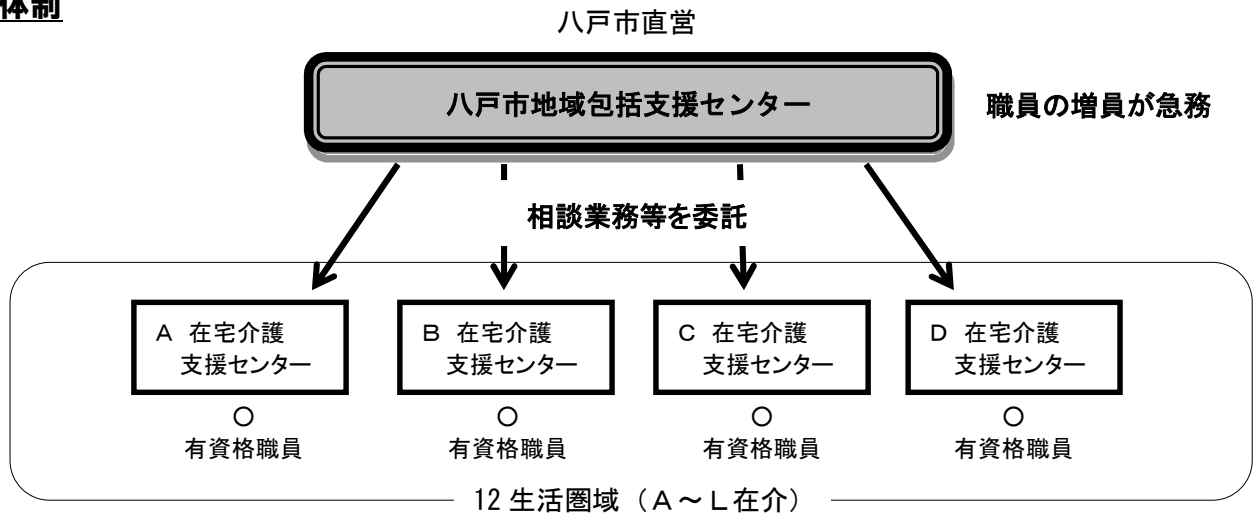
サブセンターには、在宅介護支援センターから出向いただいた専門職員を 2 名程度配置する予定であり、高齢者人口の増加、制度改革に伴う事業の拡大等に向けて体制の強化を図る。

## 4 今後の体制について

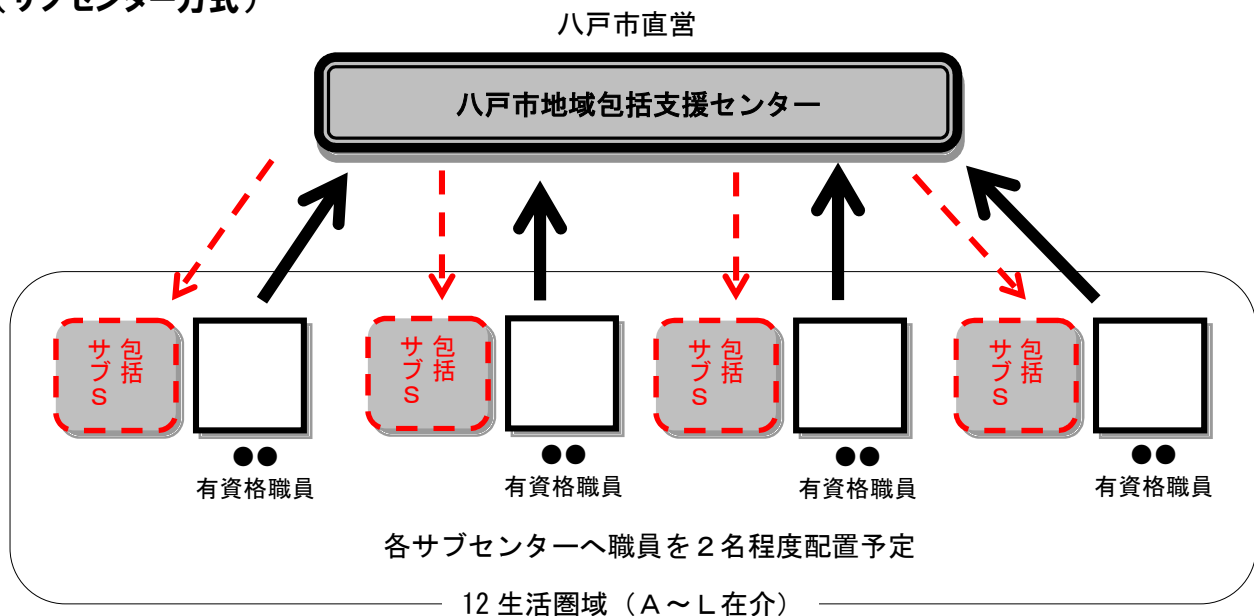
サブセンターの設置・運営を経て、平成 30 年度を目標に地域包括支援センターの「委託」を検討する。今後ますます増え続ける高齢者人口と多様化する相談などに対応するため、委託方式による地域に密着したセンターを設置することで、きめ細やかなサービスを提供することが可能となることから、公募による委託方式を目指し、準備を進めることとする。

# 八戸市地域包括支援センターの今後の体制について(予定)

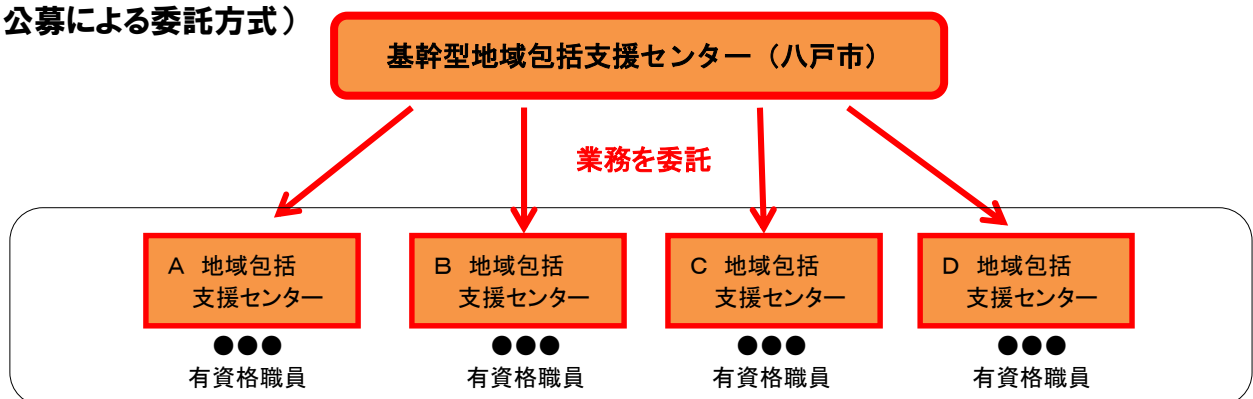
## 現体制



## 平成 27 年度からの体制 (サブセンター方式)



## 平成 30 年度(予定)からの体制 (公募による委託方式)



(4)

地域密着型サービス事業所の指定更新について

## 地域密着型サービス事業所の指定更新について

	事業所名 (法人名)	所在地	サービス種別	指定更新日 (有効期間満了日)	更新に伴う新たな有効期間
1	生協小規模多機能ホームみなみるいけの家 (八戸医療生活協同組合)	八戸市南類家一丁目16番1号	小規模多機能型居宅介護	平成26年12月9日 (平成26年12月23日)	平成26年12月24日 平成32年12月23日
2	グループホームさいうん (医療法人 南六会)	八戸市南郷区大字島守字 阿庄内15番地6	認知症対応型共同生活介護	平成27年1月15日 (平成27年1月28日)	平成27年1月29日 平成33年1月28日

(5)

**介護予防支援業務委託事業者の承認について**

# 介護予防支援業務委託事業者の承認について

## (1) 委託事業所

	事業所名（法人名）	事業所所在地
新規	居宅介護支援センター長苗代（株あうら）	八戸市長苗代字元木 13 番地 1

## (2) 職員に関する事項

事業所名	常勤・非常勤の別	専従・兼務の別	経験年数	受持利用者数	給付管理者数	事業所全体の受託可能件数
居宅介護支援センター 長苗代 ※基準日：平成 26 年 11 月 1 日	常勤	専従	10 年	2 人	0 人	2 件

## (3) 給付管理者数について

(単位：人)

事業所	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
居宅介護支援センター 長苗代 (平成 26 年 11 月分)	0	0	0	0	0	0	0	0

## (4) 委託事業所数

当該事業所を含め、委託事業所数 86 事業所、委託可能見込数 1,148 件

(前回委託可能見込み数 1,146 件)